

平成25年12月10日から
平成25年12月11日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成25年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月10日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第5号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	9
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
陳情第4号 国民健康保険の広域化(都道府県単位化)に反対する 陳情取り下げについて	12
陳情第5号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書提出を求める陳情	13
陳情第6号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する陳情	13
一般質問	13
本多耕平君	13
長尾式宮君	19
鈴木裕美君	23
深見迪君	27
議案第59号 工事請負契約の締結について	38
議案第60号 公の施設に係る指定管理者の指定について	39
議案第61号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第62号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第63号 標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	48
議案第64号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第65号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	51
議案第66号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	53

議案第67号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を 改正する条例の制定について	54
議案第68号 標茶町職員の再任用に関する条例の制定について	55
延会の宣告	63

第 2 号 (12月11日)

開議の宣告	67
陳情第 5号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書提出を求める陳情 (総務経済委員会報告)	67
陳情第 6号 集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する陳情 (総務経済委員会報告)	69
議案第69号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	71
議案第70号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	71
議案第71号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	71
議案第72号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算	71
議員提案第3号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について	77
意見書案第14号 消費税増税中止を求める意見書	78
閉会中継続審査の申し出について (総務経済委員会)	79
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)	79
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)	79
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	79
日程の追加	80
議案第69号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	80
議案第70号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	80
議案第71号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	80
議案第72号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算 (議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会報告)	80
閉会中継続調査の申し出について (標茶町議会議員定数等調査特別委員会)	81
閉議の宣告	81
閉会の宣告	81

平成25年標茶町議会第 4 回定例会会議録

○議事日程（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 3 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1 号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2 号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定
について
認定第 3 号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4 号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5 号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6 号 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 7 号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 陳情第 4 号 国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する陳情取り下
げについて
- 第 7 陳情第 5 号 日本国憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書提出を求める陳情
- 第 8 陳情第 6 号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する陳情
- 第 9 一般質問
- 第 1 0 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 1 議案第 6 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 6 1 号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 6 2 号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 6 3 号 標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 1 5 議案第 6 4 号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 6 5 号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 1 7 議案第 6 6 号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 6 7 号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 1 9 議案第 6 8 号 標茶町職員の再任用に関する条例の制定について

○出席議員（1 4 名）

1 番 松 下 哲 也 君

2 番 長 尾 式 宮 君

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

3 番 菊 地 誠 道 君	4 番 本 多 耕 平 君
5 番 林 博 君	6 番 黒 沼 俊 幸 君
7 番 後 藤 勲 君	8 番 舘 田 賢 治 君
9 番 鈴 木 裕 美 君	10 番 田 中 敏 文 君
11 番 熊 谷 善 行 君	12 番 深 見 迪 君
13 番 川 村 多美男 君	14 番 平 川 昌 昭 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や すら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（平川昌昭君） ただいまから平成25年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平川昌昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・松下君、 2番・長尾君、 3番・菊地君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（平川昌昭君） 日程第2、会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（平川昌昭君） 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足をいたします。

一点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月24日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果を含めご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町に縁のある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、一時活動が停滞しておりましたが、新役員の元、第16

回目の総会となり、当日は、会員 51 名、町並びに町議会をはじめとする関係機関からの 11 名の参加により、相互交流を図りながら盛大に開催されました。

また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、にぎわいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催に当たり、農業協同組合、商工会、観光協会様から抽選会のお土産等をご提供いただきましたことに、感謝申し上げます。

二点目は、10 月と 11 月にかけての「低気圧通過による災害対策について」、ご報告をいたします。

はじめに、10 月 25 日、台風 27 号、28 号の北上に伴う前線の活発化により、強風および大雨注意報が発表され、26 日未明から断続的な激しい雨により下オソベツ樋門で釧路川本流から支流河川へ逆流し、近隣農家への浸水被害の恐れがあるため、釧路開発建設部に排水ポンプ車の出動要請を行い、午前 7 時前に排水作業を開始、午後 1 時前に水位が下がり排水作業を中止し、被害に至らず終えたところであります。また、その他、町道通行止め 1 路線のほか、道路維持補修数か所あり、パトロール等による安全確認を終えたところであります。

また、11 月 26 日にも同じように低気圧通過による釧路川水位の増水で下オソベツ樋門での排水作業を実施し、災害防止対応をしたものです。その他の被害については、町道通行止め 1 路線、路肩決壊数か所が発生し、現在、通行止め路線は解除、他の被害を含め復旧作業を進めているところであります。

つぎに、11 月 10 日の低気圧通過による暴風警報が発表され、標茶町の最大瞬間風速 28.5 メートルが観測され、町内で暴風被害が出たものであります。営農施設の被害棟数は牛舎 73 棟・倉庫等 17 棟、商店シャッター損壊 1 件の報告を受けた他、倒木による通行被害は 18 路線で 26 本の撤収作業等、安全対策を行ったところであります。

9 月以降、度重なる災害対応となっておりますが、関係機関との情報共有を図り、関係部局の迅速な対応等行うことで、今後とも、「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策充実に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、「町立病院における北海道厚生局の施設基準等適時調査結果について」であります。

町立病院において本年 8 月 27 日北海道厚生局による施設基準等についての適時調査が実施されましたので、その結果についてご報告いたします。

調査は、平成 24 年 8 月から平成 25 年 7 月までの 1 年間を対象期間とし実施され、調査の結果、入院基本料及び療養環境加算について算定基準を満たしていないことが判明したため、診療報酬を一部返還するよう指示がありました。

返還金の内訳は、入院基本料が今年 7 月及び 8 月分として約 1,699 万 5,000 円、療養環境加算分が届出をした平成 23 年 4 月から今年 8 月までの約 790 万 3,000 円の合計約 2,489 万 8,000 円で、うち入院患者への返還金は、返還対象者数が 508 人で約 111 万 4,000 円、医療保険者分は約 2,378 万 4,000 円となっております。

返還理由は、入院基本料は、一般病棟入院基本料の算定基準である病棟看護師 1 人一月平均夜勤従事時間数が 72 時間以下となっているところ、平成 25 年 6 月分が一時的な変動として認められる 1 割以内の変動の 79.2 時間を超過したもので、その要因としましては、引き継ぎ時間の取り扱いに関する認識の違いと病棟看護師 3 名が病気休暇取得などにより、夜勤従事看護師の要員が確保できなかったためであります。

また、療養環境加算につきましては、算定基準であります、医師数が標準数を満たしていませんでしたためであり、その要因としては、届出書へ記載する医師数について標準数を記載すべきところ、へき地等病院医師確保支援特別対策としての「医師の配置標準の特例措置」に基づく届出誤認により、減算定数の医療法における標準医師数×70%で算定してしまったためのものであります。

いずれも、事務処理に際し、細心の注意を怠るべきものを怠ったために発生したものであり、直接担当しておりました事務長並びに看護師長については戒告、当時の医事係長については訓告、現場監督者の院長については嚴重注意の処分等を行ったところであります。

本件に関しましては、病院開設者であります私といたしましても誠に申し訳なく思っており、患者の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしましたことに対し心から陳謝申し上げます。

なお、調査結果を受け、院内管理会議、病院運営委員会、町議会、町監査委員にご報告をさせていただきますとともに、患者への返還作業は 10 月 29 日から開始し、お詫び申し上げ、ご理解をいただく中、本日現在、返還対象者数 508 人のうち町外在住者 20 人を残すばかりとなっております。

今後につきましては、事務チェック機能の再構築など再発防止と町内唯一の医療機関として良質な医療サービスの提供を行う中で、信頼回復に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成25年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下8点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11月に実施いたしました後期分の結果について、ご報告いたします。まず「4月からこれまでいじめられたことがある」と答えた児童生徒は、全体の約1割程度おりました。

また「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学校ともに多いのが、「悪口」で、次に「仲間はずれや無視」でした。

「いじめは絶対ゆるされないことだと思いますか」の質問では、小学校では「そう思う」と答えた児童が増加している一方で、中学校においては前期よりも減少していることが課題です。

この実態調査は、本人がいじめであると感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回においても、すべての事例に対してその原因を探り、指導に当たっております。

アンケート結果は、全家庭にも配布し、家庭と情報を共有しています。

その他本町では、全小中学校において「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」に取り組み、リーフレットを作成し、保護者や地域に配布し啓発をしているところであります。

また11月16日（土）には、開発センターにおいて「標茶町いじめ根絶子ども会議」を開催しました。

町内全小中学校の代表が集まり、いじめ根絶に向けた各学校の取組の交流を通して、いじめは絶対にゆるされない行為であることを再確認しました。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目は、「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

全国学力・学習状況調査の結果については、道教委による発表では、小中学校ともに知識を活用する力に、引き続き課題が見られるなど、依然として深刻な状況が続いているものの基礎学力については改善の兆しが見えつつあるとしています。

本町の状況について申し上げます。

全体的な学力学習状況の傾向としては、全道と同様に知識・技能を活用する力について課題が見られるものの家庭学習などの学習状況に関しては改善が見えるものとなりました。

小学校国語科においては、漢字の読み書きや目的に応じて文と文の意味のつながりを考えながら書くことなど、書くことの領域に課題が見られました。

また、算数科においては、少数や分数を伴った四則計算、百分率や割合の問題において引き続き課題が見られました。

中学校国語科においては、漢字を正しく書くこと、文章を的確に読む力を土台とし理由や自分の考えを書くことなど、書くことの領域に課題が見られました。

また、数学科においては、文字式や関数にかかわる問題に、課題が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

小中学校ともに家庭学習をする時間について、大きく改善が見られました。これは、各学校の家庭学習に対する取組が効果として表れたものであります。

基本的な生活習慣に関しては、朝食をとる、睡眠時間、挨拶をするなどについては、全国、全道と比較し、概ね良好となっています。

以上、町内の状況について報告いたしました。今回の調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

なお、12 月に実施予定であります町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、町としての支援プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

3点目は、第 41 回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9 月 22 日、55 チームの選手 482 名の参加により力走が繰り広げられました。今年は昨年の 40 回記念大会に引き続き標茶町外の参加枠を設け、中学女子・高校男子・一般男子から計 6 チームの参加がありました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの国道 391 号線入口からトレーニングセンター前までを通行止めにさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と応援者が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4 点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。平成 25 年度標茶町スポーツ表彰式が、9 月 22 日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰はスポーツにおいて優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。

本年度の被表彰者は、3 個人であります。

スポーツ活動における「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」として、第 67 回国民体育大会ぎふ清流国体ボウリング少年女子個人戦で優勝した標茶高校 3 年の清野えみりさん。「スポーツの振興に寄与したもの」として、磯分内スポーツ協会から推薦された力武勝行さん。力武さんは、長年にわたり磯分内スポーツ協会の会長として、磯分内地域のスポーツ振興・発展に貢献されました。

同じく、標茶町パークゴルフ協会より推薦された深谷哲英さん。深谷さんは、長年にわたり国際パークゴルフ協会認定指導員として競技の普及にあたられ、協会の運営発展に尽力されました。

今回、受賞された皆さんが、今後も更に精進して活躍されることを期待するものであります。

5 点目は、「第 32 回標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今年度は関係機関、団体の協力を得て 11 月 23 日標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約 250 名の来場をいただき開催されました。また、今年も大会運営を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。発表者については、小学生の部が 9 校 10 名、中学生の部 6 校 7 名で合わせて 17 名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には中御卒別小学校 6 年澁谷太一くん、中学生の部最優秀賞には、塘路中学校 2 年諏訪穂乃花さんが選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の諏訪さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

6 点目は「標茶町文化講演会」についてであります。この事業は町内の有志による実行委員会の主催で 12 月 8 日に開催されました。23 回目を数える今年は、「いつやるか？今でしょ！」で流行語大賞を獲得した東進ハイスクール現代文講師の林修氏を招いての文化講演会となりました。

当日は、林さんの旺盛な知識と 23 年間の塾講師を通じて身に付けた話術を巧みに使い、親に勉強しなさいと言われてする勉強は褒められるための口実でしかすぎない。目標のある子

は黙っていても知ろうとするために勉強をする。また、勉強での答えは一つだが、人生の答えはいっぱいあるなど、自分の人生観や物事の考え方を紹介しながら、ユーモアを交えて笑いやうなずきが絶えない講演となりました。

会場はコンベンションホールういずを主会場として開発センター町民ホールにライブ映像を用意しましたが、両会場とも立ち見になるほどの 850 名を超える観客が詰掛け、大変好評を博し、盛会裏に終えたところであります。今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

7 点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

管内中学校野球部員で構成する「釧路Kボール釧路選抜」に標茶中学校野球部員 2 名（奥山隼君と有田宗平君）が選ばれ、9 月に行われた公式戦「北海道知事杯争奪Kボール秋季大会」において見事 5 連覇を達成しました。10 月 12 日から千葉県で開催された「第 8 回Kボール全国中学生秋季大会」に 5 年連続で出場し、初の全国制覇という快挙を果たしました。

次に標茶ジャイアンツが、10 月 14 日夕張市で行われた「北海道チャンピオンシップ少年軟式野球大会」において準優勝という好成績を収めました。

また、標茶小学校 6 年・中川織雅さんが、10 月 27 日に釧路市で開催された北海道トランポリン競技選手権大会・女子 C クラスの部で優勝いたしました。

今後とも更なる活躍を期待するものであります。

8 点目は、教育用教材の寄贈についてであります。

釧路開発建設部弟子屈道路事務所と日本工営様から「五十石橋環境調査における昆虫類の標本」を学習用教材として、活用していただきたいと寄贈いただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 4 点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、北海道厚生局の適時調査の関係なのですが、いつ懲罰委員会が開かれたのか、それから、平成 25 年度分の適時調査の対象は、4 月から 7 月までが 25 年度という解釈でよろしいのか、事務のほう含めて、責任者 2 人が戒告という報告ですが、戒告とした委員会でどういう懲罰内容でこの戒告が決まったのか、もし懲罰委員会がなされて議論されているのあれば、これが妥当だという判断に至った経緯をお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、委託業者が入っていて事務処理をやっているが、今回のこの問題で事務のほうにもかなり責任があるという話が耳に入ってきたものですから、事務長の処分だということを知ったものですから、委託業者のほうはないのではないかと考えていたので、そのへんはあるのか、ないのかはっきりしていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 私のほからは、懲戒審査の関係について、ご説明したいと思います。

す。

1 点目の懲戒審査がいつ行われたかという質問でございますけれども、病院からの顛末書の提出が12月2日付でございましたので、12月3日に懲戒審査を開催いたしました。これについては、先般もご説明いたしましたが、今回の行政報告のとおり、それらの経緯等を含めまして、事務の適切内容であったかということの確認をいたしました。一つの視点として、さまざまな要因があったという部分もありますが、最終的な確認を怠ったというのは、否めない事実であるということがあります。それについては、業務の不適切な処理であるという意味の判断で、平成22年に厚生局からの指導等もありましたので、それらも勘案した上で、今回処分というかたちを取らせていただきました。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 直接、事務を担当しておりますので、私のほうから2点について、答弁させていただきます。

1 点目の25年度の対象、返還対象の部分でございますが、4月から8月分までが返還金対象ということになってはいますが、8月分については、北海道厚生局の適時調査が8月27日でしたので、北海道厚生局のほうより8月分の請求事務を9月初旬に行うわけですが、その時に厚生局の指導によりまして、8月分の請求内容については、元の入院基本でいきますと、13対1で計算して請求をなさいと、それと療養環境加算につきましても、療養環境加算が加算された内容で請求なさいとということでありますので、よって、本来でありますと7月分迄でございましたが、8月分も返還対象になったということでございます。それと、2点目の委託業者関係の関わりの部分でございますが、委託先についてはマザープランニングで、議員からご指摘ございましたとおり、患者対応の窓口、クラーク、請求事務等を主にやっております。北海道厚生局への届出事務と一切関わりはございませんので、特に今回の返還の誤りのありました事務については、関わってはいないという認識でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第4、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長か

ら、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

6番・黒沼君。

○6番(黒沼俊幸君) 認定第6号に私は討論したいのですが、よろしいのでしょうか。

○議長(平川昌昭君) はい、よろしいです。

認定第6号に討論がありますので、これより討論を行います。

まず、認定第6号に反対者の発言を許します。

○6番(黒沼俊幸君) 決算認定第6号に対し、反対の立場から討論行います。

病院会計は、企業会計であります。地方公営企業法に決められた要点を述べると、その中には第7条の2項で、病院の管理者は地方公共団体の長が任命をすることになっておりますし、第7条の6項では管理者は常勤するとあります。

第9条の2項では、管理者は職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱を掌理することになっています。

このことから、標茶町立病院の管理者は病院長であるというのは間違いございません。病院会計の一連の質疑で損害賠償請求訴訟の費用18万円については、病院長が始めから訴訟の内容にタッチしたり、警察の調査に立ち会ったりしたのではなく、事務職が報告して了解したこととなっております。12月になって、病院長にお会いして聞き取りをしたところ、副町長の答弁のなかで、院長が直筆でサインされているので、決裁欄には事務職が判を押して問題ないとの答えでしたが、裁判所関係書類ではその書類は見えていないし、委任するとのサインも出していないと言っていました。病院会計の最高責任者は、町長ですが副町長には何も権限がなく事務長が副町長にお話しをして、警察に通報したりするなど、本来病院長が行うべきことを、勝手に行動したことは、混乱の原因であります。大きな組織は、条例、規則をよく理解して、指揮命令を守ることが大切であります。決算認定にあたり、反対の討論を述べまして、以上で終わります。

○議長(平川昌昭君) 次に、認定第6号に賛成の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、これで討論を終わります。

これより、認定第 1 号から認定第 7 号まで、認定 7 案を採決いたします。

最初に、認定第 6 号から採決いたします。

認定第 6 号に対する委員長報告は、不認定すべきものです。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 6 号は、認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、認定第 6 号は、認定すべきものと決定されました。

次に、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号について、一括して採決いたします。

認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号の認定 6 案を委員長報告のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号の認定 6 案は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第 5、厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） それでは、厚生文教委員会所管事務調査、「クリーンセンターの維持管理と今後の方向性について」の報告をいたします。はじめにお断りしておきますけれど、この件につきましては、9月10日に全員協議会が行われて、それまでの内容については、みなさんご承知のことと思いますので、その後の経過から報告を始めたいと思います。

2回目の調査は11月27日に行われました。その時、説明員の説明の主な内容は、北海道の方に、10月28日に「北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物指導グループ」を訪問して、標茶町の考えと、それから北海道の考えをすり合わせてきました。

その内容としては、ごみ処理については、広域化というのは北海道の方針である。しかしながら、標茶町の場合はやむを得ないというふうに道の方で言及したということが第一点であります。そのことによって交付金の可能性が出てきました。

2点目は、現施設の解体費用、これは約1億円位と推計されるんですが、これについても交付金の対象になることが分かりました。

次に、私たちは建設費と維持管理費の問題を厚生文教委員会として、一番目の調査テーマとして調査を行ったわけですが、これについては、20年のスパンで、建設費と20年間の維持管理費の単独で実施する場合と広域で実施する場合の差額は、当初7億7,000万円だったのが、単独でやった場合、それよりも5億1,500万円軽減されて、2億5,500万円に圧縮され

ることが道との話し合いでほぼ判明しました。

もう一つ、新しい処理場については、新しくマテリアルリサイクル推進施設の新設ということで、つまり、ごみを原料として再利用、材料再生、再資源化、再生利用ということなのですが、この新設で、小型家電、廃鉄、廃アルミなどを保管することもできるようになる。

また、最終処分場を新設して、15 年間の埋め立ても可能になるというような計画が説明されました。

これらに基づいて平成 26 年の 1 月に環境省にその計画を提出するというお話もされました。

したがって、これらの状況や環境を勘案した結果、委員会としては次のような所見をまとめました。

一つ、町単独で処理施設を建設した場合、町民ニーズに対応したごみの受け入れ、処理ができる、地元雇用、地元からの燃料、材料等の調達が出来、地元の経済活性化にも大きな影響がある。サーマルリサイクルということですが、焼却時の熱利用が出来る等町民にとって大きなメリットがあり、広域化で町外搬出の様々なデメリットを考えると町単独の方が住民サービスの向上につながる。

二つ目、北海道との話し合いにより、費用が、当初の試算より大幅に縮小され、町の財政でも見通しがついた。

三つ目、以上のことから、厚生文教委員会としては、クリーンセンターを町単独で改修していく方向が望ましいという結論に達しました。

今後の課題として、住民への周知徹底、リデュースを中心に、ごみの量を大きく減少させていく取り組み、これを中心におこなっていくことが必要であるということが、厚生文教委員会の所見のまとめであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これを持って質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了致します。

◎陳情第 4 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 6、陳情の取り下げについて、を議題といたします。

すでに、その写しを配付しておりますとおり、陳情者から取り下げ申し出が提出されております。

お諮りいたします。

本件について申し出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第 4 号の取り下げについては、これを許可することに決定いたしました。

◎陳情第 5 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 7、陳情第 5 号を議題といたします。

本案は、会議規則第 90 条第 1 項の規定を準用する会議規則第 93 条の規定により、陳情第 5 号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎陳情第 6 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 8、陳情第 6 号を議題といたします。

本案は、会議規則第 90 条第 1 項の規定を準用する会議規則第 93 条の規定により、陳情第 6 号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第 9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから通告に沿う形でもって質問したいと思えます。

まず前段に、先ほど教育長のほうから報告がありましたように、過日、標茶町の少年の主張、私は久しぶりで少年たちの意見を聞きに参りました。日ごろ日常生活の中から体験していること、さらにはまた家族の中で、あるいはまた酪農家の中でお父さん、お母さんたちと一緒に仕事をしている、その体験を短い時間の中で痛切に一生懸命訴えているその姿は、すばらしく、頼もしいものでありました。特に、小学校の女の子が、お父さん、お母さんと朝早くから夜遅くまで搾乳をする、あるいはまた育成をする仕事は大変だけれども、12 月、経営が赤字にならなかったよということを知ることによって、非常に達成感を覚えるというような意見もありましたし、あるいはまた中学生の男の子は、TPP には断固反対すると。なぜならば、今ここで標茶町の酪農を考えたときに、牛乳なり乳製品がどんどん輸入された場合には、標茶の酪農はどうなってしまうのだろうか。でも、僕はただ反対反対とは言わない。その中で、どうやってこれから酪農が生きていくためにはどうすればということを考えていきたい。特に、今言われております 6 次産業、いわゆる牛乳をもっと、標茶の牛乳を加工するなりなんなりして売ってほしい、さらにはまた飲用乳としてどんどん売ってほしい、そして酪農家の減少、あるいはまた就農者数を減らさないでほしいのだ。そのためには、標茶町がもっと酪農のことを考えて、補助金を出すなりなんなりして酪農家を減らさないでほしいという切実な訴えがありました。私は本当に子供たちの考えに痛感をしたとともに、これから肝に銘じて、私は町長にこの屠場問題について質問したいと、このように思います。

本町における酪農家や生産乳量の減少そのものが町の過疎化に、そして集落の崩壊につながっていると言っても過言ではありません。町の活性化は、基幹産業の発展こそがその源であると考えております。日本農業の半世紀は、外圧の中で苦しい営農を強いられてきたと言ってもよいでしょう。

そのため、関連企業、団体においても合理化、近代化を進めていることで、本町にも各分

野で多大な影響が出ていることは言うまでもありません。

さらに、T P P 交渉では、今月の 7 日から 10 日まで、シンガポールにおいて閣僚会合が進められておりますが、重要 5 農産物の関税撤廃協議の具体的な内容が明らかにされておらず、酪農家にとっては、今後の営農方向を見出せない焦りがあることは事実であります。

拍車をかけるがごとく、畜産公社根釧工場の老朽化に伴う閉鎖が平成 27 年 3 月と発表されたことは、釧根酪農民にとって大きなショックであると思っております。

その後、存続に向けた協議が重ねられ、一定の方向性が示されたことについては、新聞にも報道され、標茶町が建設し、運営を公社が行う、いわゆる公設民営による企画検討がされていると聞いております。

全道の 3 分の 1 の生産量を持つ根釧地区においては、屠畜場問題は不可欠であります。それを踏まえて、町長にお伺いをいたします。

まず 1 番目に、根釧工場の閉鎖日から逆算いたしまして、基本設計、建設費等の計画を作成する時期はいつまでとしているのでしょうか。

2 番目に、本町にとっては大きな事業の取り組みと考えております。総務経済委員会でも所管調査で屠畜場について協議調査中ではありますが、議会と両輪で事業進行を図ってはいかがでしょうか。

大きくこの 2 点について、町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4 番・本多議員の屠畜場誘致決定を急ぐべきではないのかとのお尋ねについてであります。本件に関しましては、議員もご指摘のように、さきの第 2 回定例会において、議員も所属されている総務経済委員会から、屠畜場の現状と課題について、閉会中の継続調査の申し出がされ、議会の承認を経て現在調査中と認識をしており、委員会報告の前ではありますが、質問の通告を受けましたので、お答えをいたします。

根釧地域の屠畜場の存続については、根釧の組合長会から公設民営方式の要請があり、指名を受けた自治体の責任として真摯に受けとめる旨のお話をした上で、具体的検討に入るために、頭数規模と運営計画並びに資金計画について、早急にご検討の上、お示しいただきたいとお願いをしている段階であることは、これまでも何度も説明をしているところであり、現在においてもその段階でありますことをご理解いただきたいと思います。

そこで、1 点目の根釧工場の閉鎖日から逆算し、基本設計、建設費等の作成時期はいつまでとしているかのお尋ねですが、現在の根釧工場は、北海道畜産公社の取締役会において平成 26 年度末をもって閉鎖することが決定されていることから、要請を受けた当初は補正予算など国の動向次第ではありましたが、平成 25 年度中の着手も視野に検討しておりました。

この場合は、本年 4 月前後を一つの目安にしていたところであります。

また、それが間に合わなかったとしても、平成 26 年度の補助事業活用ということになれば、本年秋ぐらいまでには設計と事業費が決まっていなければならないと説明をしてきたところでもあります。

現在は、冒頭申し上げたとおり、組合長会において施設計画等について検討が行われているところでありまして、流動的になっていることをご理解いただきたいと思います。

2 点目の議会と両輪で事業進行を図ってはどうかのお尋ねですが、ご案内のとおり、地

方自治法の規定上、地方自治体は二元代表制をとっており、執行機関と議会はそれぞれの権限と役割を緊張と均衡の関係性の中で発揮すべきとの趣旨でございます。この屠畜場の課題につきましても、本町振興・発展のため、当然にも議会とも情報、意見の交換を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） さらに伺いをしたいと思います。

ただいまの町長のご答弁で一番気になることは、確かに運営計画、施設計画等の問題についてですけれども、いわゆる公社の取締役会でのなかなか結論が見えてこないというふうに、私、今、町長のご答弁の中で理解をしたわけですが、実は私は一番町長にお話をしたいことは、先ほどの質問の中でも私言いましたけれども、閉鎖日はもう決定をしていると。

さらに、先般の新聞報道で、標茶に決まっているみたいだということが、町民全てが標茶にできるのだというふうにもう実は理解をしているわけでありまして。さらに、私が思う環境はかなり整ってきているのではないかとというふうに理解をしております。といいますことは、ホクレンなり J A が中心かと思うわけですが、一部私が聞いている範囲によっては、当然町長もご案内のことだと思っておりますけれども、自治体はもちろんのこと、J A グループあるいはさらにホクレン等々がどうしてもやっぱり道東、釧路、根室にはこれを残さなければならないというふうに理解をしてくれていると。その中で、自治体である標茶町が相手の出方を待つといいますか、畜産公社なら公社、前段で協議された公設民営という中で公社の出方を町長は待っておられるのかなど。こんな言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、私は、標茶町としてどうしてもこの屠畜場を標茶につくろうという町長の腹一つでもって、これは積極的な運営計画ももちろんですし、あるいはまた施設計画ももちろんです。その企画会議等々に、標茶町としてもオブザーバーなりなんなりとしてやっぱり参画をして、内容を十分協議しながらいち早い屠場の立地に踏み出していくというその姿勢が、町民一人一人が今求めているものではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろなご意見があろうかと思っておりますので、それを一つ一つ否定する考えはありませんけれども、私、この間、議会の全員協議会等々でも何度もお話を申し上げているように、釧根、根釧でも構いませんけれども、必要であることは私自身もそのように考えております。

ただ、これについて、場所や運営方法、規模等については、あくまで経済団体が決定すべきものであると、そのように主張してまいりましたし、経済団体がそのことを決定し、提案を受けた場合、その市町村は応分の負担を引き受けるべきであろうと。ただし、どの場合にあっても、道や両管内、行政も含めた地域全体の合意が前提であるということを申し上げてまいりました。

公社を相手にしているということではなくて、先ほどもお答えをいたしましたように、私が申し上げている経済団体というのは、第一義的に言いますと、釧根の組合長会であります。釧根の組合長会のほうで標茶のほうでという申し出があったので、それについては真摯に受けとめます。ただし、町がそれを受けるに当たっては、どのくらいの規模になるかもわか

らないし、どういう運営計画なのかもわからないし、どういう資金計画、いわゆる負担をどうするかというのがわからない段階で、本町が検討に入るということは、それはできませんので、それを早く提示してくださいということをずっと申し上げているわけで、それがいまだにできていないという段階でありまして、これ以上私のほうでどれだけ積極的に働きかけをできるかという、その作業を急いでくださいと言うことしかできないわけでありまして、ただ、いろいろなご事情があるかと思えますし、非常に大きな計画であります。資金もどのくらい必要なかと、まだわかりませんので、そういった段階で私がどうこうという判断をするのは早急であると、そのように考えているということをやっと申し上げているので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） 町長の今のお答え、一貫した、全員協議会の中でもそのような、9 月ごろには方向性が見えるのでないかというような、以前の協議会の中でも町長のほうからご説明があったと私ちょっと記憶しておりますけれども、標茶にとって、あるいは前段私申し上げましたように、5 年、10 年先の次の世代を担う子供たちですら、標茶に何も無い、あるいは活性化は 1 次産業が、酪農業がやはり元気にならないとだめなのだとすることを切実に子供たちも訴えているわけです。私、まさにそのとおりであって、今町長が言われたことを、変な言い方になるかもしれませんが、ごちそうをいただくときに、でき上がったものをいただきますというような感じで、私はいけないという気がするのですよ。

何回も申し上げますように、この企画にはできれば標茶町が本腰を入れて誘致したいという気持ちを持てば、これは J A グループだってそれなりの協議の方向も進行していくのではないかと。私、第三者的だと言うわけではないのですけれども、私はやっぱり町長の姿勢次第がこの事業の進行を、方法を早めるか早めないか、これにかかっていると思うのですよ。

これは堂々めぐりになると思いますが、ここで私、もう一度口を酸っぱくしておきたいことは、我々農業者、酪農民にとっては、搾乳だけではやっていけないわけです。いわゆる個体の有利販売、個体の付加価値を高めるためにも、乳牛市場、屠畜場というのは 1 次産業にとっては不可欠なものだということは十分町長もご認識いただけると思うのです。

さらに、この標茶にとって、屠場がもしできるとすれば、いわゆる雇用の問題あるいはまたさらに町自身の経済効果、活性化、その効果は偉大なものになってくると私は思うのです。

今、机上計算の中で淡々と計算することも大事ですが、やっぱり将来の行く末を考えた、標茶の行く末を考えた屠場誘致を、改めて設置を急ぐということをや最後に町長にお願いをして、町長から前向きなご答弁をできればいただいて、私は質問を終わりたいと思いますが。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） どういうお答えをすれば前向きと理解をしていただけるのかというのが私ちょっとわからないのですけれども、私が釧根の組合長会から、公設民営での形で、この経産牛主体の屠畜場、食肉加工場を標茶につくりたいのという話を真摯に受けとめますということで私は申し上げたわけで、それ以上前向きな答弁を今の時点でできるかという、これ以上前を向いてしまうと、私はのめってしまうと思うのですよね。

はっきり申し上げて、一切何も見えないわけです。議員も指摘になりましたように、経

産牛を主体にした食肉の処理加工販売がそれほど簡単なことではないと私は思っておりまして、そういった意味で経済団体の皆さん方がどのように集畜をされ、どのように加工され、どのように販売するかという基本的な考え方が見えないと。また、施設規模についても、それが何十億円かかるかわからない時点で、町のほうで一つの自治体が誘致するとかすべきとか、そういう問題ではない。これはあくまで釧根管内全ての問題である。だから、その思いを真摯に受けとめて検討を早急に開始したいと。

決してごちそうが出てくると私は思っておりません。非常に困難な計画が出てくるだろうと思います。そういった場合に、本町として何をすべきかということは、いろいろ考えなければいけないわけです。例えば場所の問題であるとか、いろんな問題があるわけでありまして、それほど私、議員がおっしゃるように、ごちそうをただじっと待っているという状況では決してないということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

この問題について言うと、これはホクレンさんも畜産公社さんもなかなか結論が出せないということ、それだけ困難な問題だということであり、釧根の組合長会が時間をかけて現在検討をしているということでもありますので、その検討の結果を待って、それをどうするかについて、早急に活動を開始したい。だから、スタートしていないわけですから、私は今、スタートラインに立っているというのを待っていますので、いつ号令が出るのか、出たときにどういった形で全力でスタートできるか、その準備を整えているところでありますので、これ以上の前向きな姿勢はないというぐあいに私は考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） 町長の答弁をいただいてやめようと思ったのですけれども、1 つ、何をすれば前向きになるのかという町長の今最終的なお考えだと思っておりますけれども、実は非常にその辺が私どもも歯がゆいところであって、町は何をしているのだというふうに私は歯がゆく思っているわけです。町長は何をすればいいのか、私にその答える方法を考えていると。以前申し上げましたけれども、J Aあるいはまた経済団体が、根室も釧路もあわせて、これについての構成あるいは企画会議をやっているのです。したがって、そういう中に、私、標茶のほうから、オブザーバーとしてでも結構だと思うのです。いち早く情報をキャッチしながら、町長が言われるメリット、デメリットも多かろうと思います。いち早くそれをキャッチするためにも、そういう会議にオブザーバーとして標茶町から職員を送り込んで、その中でいろんな情報を早く取り入れてそれに対処するというような方法は、町長、考えられないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

町としてこの問題についてどうするかを判断するために、少なくともこのことを、この 3 つの条件を、計画を示してくださいということで、その計画を見て、これを私どもが判断し、町民の皆さん、それからまた議会の皆さん方にご提示をしなければ、先ほど議員は町民の多くがこれは町が設置されることに理解していると言いますが、私は決してそうではないと思っております。

というのは、町がどのくらいを負担するか、これ一切まだ見えないわけです、はっきり言

いまして。何十億円かかるかわからない事業でありまして、実際一番問題なのは、運営をどうするかという問題が何にも見えない段階で、町としてその計画に参画するということが果たして適切なのかどうかに関しては、私は議員と意見を異にします。私は、それから後の問題として、その数字を町民みんなとしてこれは検討すべきということになれば、それから後について言うと、それはいろいろな問題が出てくるとは思いますけれども、それを検討する前の段階だということをぜひご理解を賜りたいと思います。どのくらいかかってもいい、どんな計画でもいい、どんな負担でもいい、だから町は必要だから町として積極的にせよということに関しては、私は決してそうではないというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 現在、釧根の組合長会さんのほうで検討されている段階でありまして、釧根の組合長さんのほうから町としてどうこうという要請もございませんし、私は現時点において町がオブザーバーとして参加することについては考えておりませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） 最終的に今、町長の最後のお答えが今の標茶町としてのトップとしてのお考えというふうになれば、非常に私、残念に思っております。私が言いたいことは、町民全てがこの屠場計画を待っているのだ、屠場設置を待っているのだということ、これを十分私はそれなりに認識をした上で町長に迫ったわけですが、今の段階では町長としてはメリット、デメリットを検討すべく材料もない中でその企画には入っていけないと、構成員としても入っていくつもりは毛頭ないとはっきり実は今お聞きをいたしました。実に私は残念な結果だなというふうに思っております。

本来、標茶町がどうやれば、何回も申しますけれども、人口減を食い止めながら基幹作業の酪農を活性化させる一端だというふうに私は理解しているわけですが、まさに今ここで町長はそれを否定されたというふうに、一つの道を否定されたと私は理解いたしました。

非常に残念なことでありますけれども、しかしながら私は、これからのやっぱり議員活動の中で、屠場誘致に向けた問題については、極力 J A グループともきちんと連絡等ともとりながら、ぜひ標茶にこの屠場を誘致させるという方向で、町長、私も頑張ります。もしできることであれば、町長もいち早い結論を出していただいて、町民に理解を得られるようないわゆる運営計画、施設設計等々も町民に提示されるようなことを期待して、私の発言を終わりたいと思います。

いいです。いい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろなご意見があろうかと思えますし、議員のご意見はご意見として承っておきたいと思えますけれども、私、先ほど申し上げましたように、組合長会からも何の要請もありませんし、私は今の時点で町として参加することについてはいかなものかと考えて、考えていませんと申し上げたので、毛頭とは一度も言っておりませんので、ぜひそのことについては否定をしておきたいと思えます。

○4 番（本多耕平君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 4 番・本多君の一般質問を終わります。

次に、2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、2 点について町長に質問いたします。

1 点目は、地域経済の活性化を踏まえた公共施設の維持管理計画をということで質問させていただきます。

現在、政府は、日本の経済復活を国策と掲げ、さまざまな経済施策を策定している状況であります。

バブル期以降、失われた 20 年と言われるほど国内経済は低迷にあえぎ、その影響は地方でも企業倒産件数の増加、雇用の減少、個人所得の減少、消費の落ち込み等、暗い影を落としてまいりました。

そのような状況下、政府の景気刺激策としての側面もある公共事業は、当時、不要なものが多過ぎる、人気取りのためのばらまきだと批判され、さらなる景気の悪化を招いてしまったのではないかと考えております。

12 月 1 日の北海道新聞の報道によれば、道内の公共施設で 30 年を経過しているものが全体 2 万 1,941 棟の 48%に達しているとの報道がありました。国の指針では、耐用年数はおおむね 50 年とされております。

町民の声としては、人も減り、町並みも寂れていく一方だ、標茶にいても仕事がないからよそへ行くしかないとの声も聞いております。

町内の公共施設の現状と、町内公共施設の整備計画に伴い、地域経済の活性化につなげていくべきと考えておりますが、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2 番・長尾議員の地域経済の活性化を踏まえた公共施設の維持管理計画をの質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、国はいわゆるアベノミクスとして景気回復、経済成長を着実に実現するとして施策を進めており、その成果も出ているとの報道があるものの、地方においてはなかなか実感が持てない状況にあります。

町といたしましては、これまでも町内経済状況を鑑み、各種経済対策を行ってまいりましたが、今後におきましてもそれらの動向には注視し、適切な対応を行ってまいりたいとの姿勢に変わりはないことを前段ご理解を賜りたいと思えます。

議員お尋ねにあります町内の公共施設の現状についてであります。先般報道にありました施設数につきましては、特定公共施設のみでございまして、全体では 780 施設を保有しており、うち築 30 年を経過した施設は 241 施設となっております。これらの施設につきましては、利用の実態、老朽化等を勘案し、各種事業による建てかえ、改修、また町有施設整

備基金、町営住宅整備基金、学校施設整備基金等を活用した整備を順次行うとともに、除却の選択も含め、対応しているところであります。

次に、公共施設の整備計画に伴い、地域経済の活性化につなげていくべきとお尋ねであります。言うまでもなく、必要な施設についての整備については対応してまいりたいと考えておりますし、長寿命化の観点も視野に、計画性を持って進めてまいりますが、冒頭申し上げましたとおり、町内経済の動向も注視しながら柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 1 点目の現状について、町市街地に限定してお尋ねいたします。

現在、改修工事、補強工事等をしている建物でも、中には耐用年数を間近に控えているものも少なくないかと思えます。

その中で私が気になったのは、標茶中学校補強工事、数年前にされておりますけれども、こちらのほうはいつごろまで使用を予定しているのか、あとは勤労者会館であったり開発センター、役場庁舎、そういったものもいつごろを大体めどにしているのかお答えいただきたいのと、あとは地域経済の活性化につなげていくべきというところがございますけれども、前回、地産地消の観点から、主伐期を迎えた木材を利用していきこう、そういったものもあったと思えますけれども、地域の木材を利用して公共施設を建てる、そういったものに関しての考えをお尋ねいたします。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 241 あるというお答えでしたけれども、市街地の中で何件ぐらいがそれに該当するのかお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 市街地でどのぐらいあるかというのは、ちょっとそこまで区分をした資料は管理課のほうで多分用意していないと思えますけれども、先ほど申し上げました 780 棟のうち 30 年以上経過したものにつきましては、例えば町営住宅であるとか役場の施設、スポーツ文化施設、福祉施設、学校施設、それから上下水道施設、牧場施設等々があります。

それが 241 棟ということございまして、この中で大きいのはやはり町営住宅で 80 棟、牧場の関係で言いますと、職員住宅も含まれますけれども、これは 54 棟、学校施設で教員住宅を含んで 68 棟ということになっておりますので、市街地かそうでないかという区分につきましては、ちょっと今資料がございませんので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 町有施設で教育施設あるいは農業関係施設等で、公営住宅も含めて

それぞれ件数をお答えいただきましたけれども、近々で予定されているものがあれば、質問にお答えお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 近々でその対応をとということによろしいでしょうか。

○2番（長尾式宮君） 計画の中で、今、入っている部分で結構です。

○町長（池田裕二君） 総合計画の中でこういった数字になるかというのは、ちょっと今押さえていないのですけれども、例えばの話ですけれども、除却等々を予定している施設等で申し上げますと、例えば市街地であれば新栄の児童館であるとか役場の独身寮、それから車両整備工場跡等々想定をしておりますし、市街地であれば弥栄の児童館、虹別の生活館、阿歴内の保健福祉会館、もう一つ市街地がありましたけれども、青少年体育館等々をとりあえず除却として検討をしております。そのほかの部分については、これは地域の利用実態等々も踏まえてこういった形で、改修にするのか、また新築になるか等々については総合計画の中で考えておりますので、それについては経済対策等々も実施状況等も踏まえながら整備してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 今、挙げていただいた建物等で、以前質問させていただいた主伐期を迎えた地域材の活用といったものも必要ではないかと考えておりますけれども、そういったものは検討されているのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

これ、以前にもたしかお答えをしたと思っておりますけれども、町内で生産をされておりますそういった木材をできるだけ活用ということについては、検討してまいりたいと思っております。

ただし、これはやはりあくまでコストの問題等々もありますし、それと T P P の中で今非常に問題になっているのが、地元産の材木を優先的に使用するの、これは T P P に逆行するという指摘が、どこの国からかわかりませんが、たしかそのことがかなり新聞報道されておまして、現在、国のほうで進めております地産地消の考え方の地元材の活用等について、今後、国のほうとしてこういった方向性になるかというのがちょっと流動的なことがありますけれども、私どもとしてはコスト的にも、また総合的に勘案して地元産材が使用可能であれば、そういった今後について検討してまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 2点目に参ります。

2点目は、「お試し暮らし」におけるさらなる標茶町のアピールをとということで質問いたします。

今春より商工青年部に委託されたお試し暮らしが始まり、4組の移住体験者を迎え入れております。滞在された方々の標茶町に対する感想としては、高い評価をいただいております。現在も事業は継続しております。

先日、大阪、名古屋で行われたイベントでも、標茶町の P R をしていただいたところでご

ざいます。

大阪、名古屋での反応、現時点でのお試し暮らしの問い合わせ状況、具体的な移住の問い合わせについての相談件数を伺います。

また、今後、積極的な移住推進を図るに当たり、標茶町の魅力を体験してもらうためには、1 棟目とは違う環境に 2 棟目を設置することも検討課題ではないかと考えておりますが、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 2 番・長尾議員の「お試し暮らし」におけるさらなる標茶町のアピールをとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町においても、商工会青年部と連携する中で、お試し暮らし住宅の受け入れ態勢が整い、4 組の利用とその利用における生活環境、住宅整備、設備など、高い評価をいただいたところであります。

過日開催されました「北海道暮らし・フェア」名古屋会場並びに大阪会場に出展をし、本町の PR 活動を行ってきたところであります。

この会場での反応、お試し暮らし及び具体的な移住の問い合わせ状況のお尋ねでございますが、主催者発表で、名古屋会場 780 人、大阪会場 800 人の来場者数でありまして、本町のブースにも多数の方々にお寄りいただきました。

11 月現在、来年度のお試し暮らし住宅に、会場来場者 9 件、北海道移住促進協議会ホームページからのリンク等を合わせて 21 件の利用申し込みをいただいているところであります。

また、生活環境など移住に関する具体的な問い合わせは 12 件で、うち大阪会場では、本町の酪農家に嫁いだ女性のご両親から、標茶町への移住に対する具体的な相談も受けたところでもあります。

北海道に移住を希望している多くの方は、ピンポイントで市町村を考えている方は少なく、広く北海道に移り住みたいと考えている方が多い状況であります。

移住希望者の掘り起こしには、議員ご案内のとおり、標茶町の魅力を知っていただく、体験していただくことが大きな要素と考えておりますことから、お試し暮らし住宅の候補となる空き家申し込みの利用時期などを総体的に勘案し、2 軒目の整備について、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 2 棟目の設置について、改めて質問いたします。

現在、21 件のお試し暮らしの問い合わせ、申し込みがあるというふうにお答えいただきました。その中で、現時点でお試し暮らし自体が 1 カ月前後の長期の滞在というものが前提とあって、21 件の希望者皆さんに入らせていただくというのは、なかなか難しいのかなと考えております。

そういった中で、現在、1 棟目は町内、町なかにございますけれども、移住希望者、ちょっと暮らしを希望されている方の中には、北海道特有の大自然の中で北海道の暮らしを経験してみたい、そういった要望もあるのではないかとというふうに考えております。

現時点で検討したいというお答えをいただいておりますけれども、その中で利便性をとっ

て町内に設置するのか、あるいは標茶町は非常に広い地域でございますので、そういった中で大自然の中にそういった物件を探して検討するのか、そういった方向性もお答えいただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

1 軒目の市街地とは違う環境でという提案につきましては、私も多分そうであろうというふうに考えています。私自身、今、市街地の一番外れに住んでおりますけれども、外れに住んでいる理由というのは、遠くから、裏から山が見えるということが一番のポイントでありましたし、町外から来られた方については、この広い標茶の中で、市街地ではなく大きな環境の中でというご意見があるかと、私はそのように考えております。

先般、町外からエゾシカの猟に来られたハンターさんとお話をする機会がありまして、そのときの感想で多かったのは、これほど鹿がとれるところはないということと、それとこんなに大きな星空のきれいなところにはとても感動したという話があり、そういう希望がありました。

ただ、それを郊外でそういった場所を提供するとなると、例えば空き家があるのか、また交通手段をどうするのか、それから買い物等々の利便性等々も考えながら、トータル的に考えをしていかなければいけないのかなと思っております。

ただ、いずれにしても標茶の魅力でありますこの大きな空を、私はこれからも PR してまいりたいと思います。

ただ、それと先般、参加をいたしました東京ふるさと会でも、参加されましたふるさと会の皆さん方に私が一番アピールをしたのは、ことし標茶町は7月7日に 32.1 度を記録したけれども、それ以外 30 度を超えた日はなかったと。非常にクーラーなしで住める、今このことにととても感謝をしていますというお話をさせていただきましたけれども、会員の方からも、やはり夏の涼しさ、そして災害からも非常に安心な町であると。この安心な町ということも PR してまいりたいと思っております。

ただ、ご指摘があったのは、交通費が非常に高いということでもあります。幹線、いわゆる羽田―千歳便はほとんど 1 万円前後で行けるのですがけれども、釧路便となるとかなり高いということ、それとやっぱり家賃をできるだけ安く等々の要望等もありました。

ただ、いずれにしても病院があるということは、大きな魅力だというぐあいに考えておりますので、そういったことも踏まえて、私どもの持っているよさをこれからも情報発信を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 2 番・長尾君の一般質問を終了します。

次に、9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君）（発言席） 通告しております件についてご質問申し上げますが、既にご承知のとおり、テレビやマスコミ等々でも大きく取り上げられております子宮頸がんワクチン副反応の幅広い検証と被害者救済について、ご質問申し上げます。

ヒトパピローマウイルス感染症、いわゆる子宮頸がんの予防ワクチンは、本年 4 月より定

期接種となりました。しかし、この子宮頸がんワクチンと呼ばれているサーバリックス、ガーダシルを接種した後の副反応事例が全国で多数発症しています。

厚生労働省の専門部会では、定期接種を始めた 4 月から 7 月までに接種した延べ 25 万人からの副反応は 129 件と報告しています。

6 月 14 日には、ワクチン接種の積極的な呼びかけを一時中止するよう全国の自治体に求めることを決めました。

厚労省の専門部会検討資料によりますと、子宮頸がんワクチンによる副反応報告は 1,986 件に上り、さらに医療機関からの重篤な症例報告は、サーバリックス、ガーダシルを合わせて 300 件に上っています。報告には、接種との因果関係が不明なものも含まれていますが、副反応の内容には四肢の運動能力低下、歩行不能などの未回復の例もあり、ギラン・バレー症候群や自己免疫疾患等の報告漏れの多い遅発性疾患を考慮すると、重篤な例はさらにふえると考えられています。

一方で、ヒトパピローマウイルスワクチンの効果については、厚労省の資料においても 2009 年 12 月、ワクチン接種導入後間もないことから、がんそのものを予防する効果は現段階では証明されていないとされています。

現在、ワクチンの有効期間は最長 9 年とされていますが、厚労省の人口動態調査によれば、過去 24 歳までの子宮頸がんによる死亡者はほとんどいないとしています。同様に、厚労省統計によりますと、子宮がん、頸がんと体がんの合計の 10 万人当たりの死亡率は 1950 年の 19.7 人から 2011 年の 4.2 人と激減しています。

一方で、罹患率は 20 代、30 代で増加しているものの、若い世代では自然治癒力も高いことが報告されています。そもそもワクチンの対象となっているヒトパピローマウイルス 16 型と 18 型は子宮頸がん患者の 5 割から 7 割で発見されていますが、健康な女性では 0.5% から 0.2% の感染率であることが国会答弁より明らかになっています。

飛沫、空気感染ではなく、接触感染のウイルス、しかも 99% が感染しない方に対して、ことごとく皆ワクチン接種をすることが本当に有益なことなのか、高比率での重篤な副反応を見据えて再検証をすべきではないかと私は考えます。

ワクチン接種により副反応を起こした女子に対し、お医者さんでも新発のワクチンと副反応の因果関係を立証することは困難であるため、補償を受けることは大変困難な状況にあります。

このような状況の中、12 月 3 日、北海道議会では、道内の保健所に相談窓口を開設すると同時に、被害者救済について検討しなければならないという知事答弁がなされました。これらを踏まえて次の点について伺いたします。

本町の定期・任意接種の状況はどのようになっているのでしょうか。

そして、副反応の検証は行っているのでしょうか、伺います。

また、被害者がいるとするならば、直ちに本町に相談窓口を開設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

町広報には、子宮頸がんの予防接種について掲載されていますが、国が効果と危険性について精査、検証するまでの間、一時町としても中止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、国に対しては被害者の立場に立ち、速やかに治療方法を研究し、補償並びに相談

事業の拡充、さらには若い世代が受診しやすい健診体制の工夫と充実を図るよう求めるべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 9 番・鈴木議員の子宮頸がんワクチン副反応の幅広い検証と被害者救済についてのお尋ねにお答えをいたします。

お尋ねの子宮頸がんワクチンにつきましては、平成 25 年 4 月から定期接種になっておりますが、本町の接種状況につきましては、平成 23 年 1 月の任意接種の開始から任意接種期間に 3 回接種を終了した者は 125 人、定期接種の開始の平成 25 年 4 月から今年度に入り 3 回接種を終了した者は 8 人、合計で 133 人が接種を完了しております。

副反応の報告については、予防接種法第 12 条において、医療機関は当該定期予防接種等を受けたことによるものと思われる健康被害を把握した場合は、速やかに厚生労働大臣に報告することが義務づけられておりますが、これまでに子宮頸がん予防ワクチンのほか定期の予防接種で委託医療機関からこの報告を受けたことはございません。軽微な副反応としては、子宮頸がん予防ワクチンに限らず、接種部位の腫れ、発熱等の電話相談は年間数件あり、平成 24 年度は相談票記載の 3 件、後日状況確認を行っておりますが、いずれも重篤な健康被害はないと確認をしておりますので、引き続き現在の体制の中で対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんの予防接種を一時中止すべきとお尋ねですが、平成 25 年 6 月、国から副反応症例等について十分に情報提供できないことを踏まえて、ワクチン接種の積極的な勧奨を差し控える勧告が出されたことから、今年度の対象のうち任意接種期間に終了した者を除く未接種者及び接種途中にある保護者 82 名に、厚生労働省名で作成したパンフレットを添付し、子宮頸がん予防ワクチンについて、副反応の発生頻度等がより明確になり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的にお勧めしないことになったことについてお知らせを行っております。

国の今回の措置については、接種を中止にした場合、定期接種として被害者救済する対象から外れてしまうので、あくまで積極的な接種勧奨を差し控えるとの対応になったところですので、ご理解をお願いいたします。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種後の痛み等の研究や治療について、全国の医療機関が連携して進められており、道内では北大と札幌大が指定の医療機関となっており、町立病院に周知しているところであります。

また、本町では新生児訪問等のときに予防接種についての説明や、あわせて健康被害に関する説明を実施しておりますので、引き続き安心して予防接種を受けられるよう情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 今のご答弁によりますと、副反応の重篤な方はいらっしゃらないということで安心しておりますが、万が一これから先にそういう方々がもし発症されたとするならば、速やかに相談窓口といたしますか、対応をしていただきたいというふうに思いますが、そのことが 1 点。

それと、広報の記事の書き方、毎月同じ書き方をされております。しかし、これだけの大きな問題になっておりますので、詳しい接種の、ワクチンのことも広報の中に掲載をしていただければありがたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

道の相談体制の整備ということが先般の道議会で知事のほうから答弁されたということが、先ほど議員からも指摘がありましたけれども、そういう状況でありますので、私どももし何か必要なことがあれば、道との連携を密にし対応してまいりたいと、そのように考えております。

また、広報の書き方等についてもっと工夫が必要でないかということにつきましては、担当のほうでどういった形のほうがより町民の皆様に理解しやすいようになるかについては、研究を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 当然道との連携は必要ですが、標茶には保健支所がありますけれども、相談できる環境にはないというふうに考えておりますので、健康推進係のほうですぐにでも相談がとれるような、そういう体制というのはやっぱり必要ではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺、道との連携ももちろんですけれども、町としての相談体制、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

道ということは当然総合振興局ということですので、それも含めて道のほうで整備されるということになっておりますので、私どもとしては道全体としての連携体制を強化したいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） ご答弁そのとおりですけれども、その前段として町としても即ち相談できるという、地元で相談できるという立場の中で、健康推進という立場でできないかというふうに伺っておりますけれども、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 町としてどこまで判断できるかという専門的な知識にこれはなるものですから、私どもとしては、やはり町民の皆様からいろいろな悩み事、相談があった場合に、それは専門家の皆さん方とのパイプを強くするということが一番重要であろうと思っておりますので、そういった形で今までも対応してきておりますので、相談体制が不十分だということであればそれは考えなければいけませんけれども、私は今のふれあい交流センターを中心にそういった相談体制については十分だと、十分といいますか、一生懸命精いっぱい頑張っているというふうに思っています。

ただ、ご理解をいただきたいのは、これはかなり専門的な知識、情報、経験が必要なわけでありまして、そういった細かい症例については、なかなか軽々に判断をできないということもぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 町長の言うとおりで。

しかし、その前段として、うちの保健師さんたちも経験豊富で優秀な保健師さんたちがそろっております。ですが、家族あるいはご本人にとっては、即にというところがありますから、全て詳しい副反応の状態等々とは、専門と言われても、それも総合振興局だって同じことですよね。ですから、まずは町の窓口をということで私はお話をしているわけですが、ご理解いただけませんか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

症状等々について、それをお聞きし、お伝えをするということについては、今までも一生懸命やってきたと思いますし、道も同じというのは私は非常に失言だと思いますので、それは取り消したほうがよろしいのではないのかと思いますけれども、町の専門家と道の専門家、国の専門家はこれはかなり違うと私は思っております、そういった意味で専門家のいる道のほうに、専門的な知見を持った道のほうにお伝えして対応したいと、そのように申し上げていきますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 今、町長からもお話ありましたが、同じということに対しては私の発言は取り消しさせていただきますが、その前にやっぱり町の、町民の気持ちをまずは癒やしいいいますか、聞くという、そういう窓口をという意味で私は言っているつもりですけれども、堂々めぐりになりますので、終わりたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

12 番・深見議員。

○12 番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

私は、子供たちと学校を点数によって序列化する全国一斉学力調査はすべきではないというテーマで、1 つ目の質問をしたいと思います。

北海道教育委員会は、11 月 5 日、平成 25 年度全国学力・学習調査、以下簡単に言いますけれども、結果の公表におけるコメントを発表しました。この中で、北海道教育委員会は、平成 26 年度の全国調査までに学力を全国平均まで引き上げること、平成 29 年度までに全ての管内で全国平均まで引き上げること目標として掲げ、学力向上策を推進するとしました。

しかし、この全国調査は、文部科学省みずから平成 26 年度実施要領の中で述べているように、調査の目的や調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の側面であることにすぎません。これは、先ほど教育長が行政報告の中で申したとおりであります。

今回、道教委は、道内 14 教育局管内の個別の成績を発表しました。それは、子供たちや教

育現場に競争をあおるようにエスカレートしていると思わざるを得ません。

全国調査の結果を見ても、全国調査の順位を上げることが目標にした実施が、子供たちの総合的・基礎的学力の底上げにつながるには到底思えません。子供たちの学力を向上させることは、親、保護者の皆さん、学校や教師の皆さん、そして何よりも子供たち自身の願いでもあり、町民の願いでもあることは言うまでもありません。

私は、その願いに応えるためにも、無駄なお金と労力を使い、全国学力・学習調査を行うのではなく、今、真の学力向上に必要な、教師が教材研究と授業の準備がしっかりできるように教職員の過度の超過勤務を解消すること、教職員集団での指導法の確立をすること、教職員の手厚い配置など、教育環境を抜本的に整備すること等であると考えますが、いかがですか。教育長の所見を伺います。

文部科学省は、序列化や過度な競争が生じないようにするため、これまで市町村教育委員会による学校別の調査結果の公表を禁じてきました。しかし、文部科学省は、市町村教育委員会による個々の学校名を明らかにした調査結果の公表も可能とすると、従来の方針を 180 度変えました。その理由及び方針について、教育長はどのように理解していますか。

私は当然本町においては学力向上に何ら役に立たない学校ごとの調査結果の公表をすべきではないと考えますが、いかがですか。

答弁をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 12 番・深見議員の子供たちと学校を点数によって序列化する全国一斉学力調査はすべきでないについてのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の真の学力向上のために教育環境を抜本的に整備することであると考えているがどうかについてであります。全国学力・学習状況調査は児童生徒の学力や学習状況の把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的に、平成 19 年度から国が実施しているもので、ことしで 7 年目となります。

これまでも本町では、検証と改善という目的に沿って調査を行い、その結果を町の施策に生かしております。

また、各学校においても自校の状況や課題などを分析し、授業改善に生かす取り組みを行っており、この調査が学校改善サイクルの指標の一つとして定着しているものと認識しております。

学力向上については、経験の浅い教師が多い本町においては、とりわけ教師の指導力向上が重要であると考えております。そのため研修に参加する機会をふやすとともに、今年度から町独自の授業力向上研修を実施し、授業の基礎・基本を学ぶ貴重な機会となっております。

また、教材・教具の整備、特別支援学級への支援員の配置、少人数指導の実施教員の加配措置等、必要に応じて道教委とも連携しながら、学校への支援体制の充実に努めております。

2 点目の調査結果の公表を可能とすることに対し、どのように理解しているのかの質問ですが、全国学力・学習状況調査の結果公表につきましては、文部科学省はこれまで都道府県が市町村別の成績を公表したり、市町村が学校別の成績を公表したりすることを原則禁止していました。しかし、来年度からは、市区町村教育委員会の判断で学校別の結果を公

表できるよう、実施要領を改定しました。この見直しは保護者や地域住民への説明責任などの観点から、これまでのように一律に公表できないこととするのではなく、教育委員会が必要と判断する場合のみ公表することを可能としたものであります。この際、過度な競争や学校の序列化を避けるため、安易に数値のみの公表を行わず、分析結果や改善方策を公表することなど、配慮事項もあわせて示したものであると認識しております。

3 点目の調査結果の公表をすべきではないと考えるがどうかとの質問についてであります。これまで本町では検証と改善という目的に沿って調査を行い、町の施策に生かし、各学校においては自校の状況や課題等を分析し、授業改善や児童生徒の学力や学習習慣の向上につながるなど、学校において一定の成果を上げているものと認識しております。

加えて、1 学年 2 名以下の学級が多い本町の状況を考えると、学校の平均点そのまま個人の特定につながることから、標茶町教育委員会といたしましては、学校別の成績公表をする考えはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） ちょっと私の質問に対して答えられていない部分があるような気がするのですが、質問の表題は学力調査はすべきでないという表題なのですよね。全体の文脈からいって答えているのかなとも思うけれども、はっきりは言っていないですね。

それからもう一つは、文部科学省が過度な競争、序列化につながるからやってはだめだよと昨年まで言っていたことを、今度はやってもいいというふうにしたのだけれども、その理由は何なのだというふうに私は聞いたのですが、その理由についてちょっと答弁が漏れているような気がするのですが、私の聞き漏らしだったら勘弁してほしいのですが、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 全国学力・学習状況調査に参加すべきでないという基本的な考え方はどうだということですね。これにつきましては、従前からお話し申し上げているとおり、先ほども申し上げましたけれども、しっかりと子供たちに学力が定着しているかどうかという判断をするために、その検証のために行うものでありまして、その大前提があって国が言う公表の仕方とか、そういったものについては、従前は禁止事項というふうになっていましたので、私どもとしてはそれらの検証を行った上で課題を見つけて、それを改善するためには利用すべきだという考え方を持っておりまして、このたびその公表をするという面については、私どもとしては、教育委員会としては従前どおりの考え方で、過度の競争とか、そういったものにつながっていきますので、また個人の情報も直接公表されるような状況になりますので、公表とする形にはしていきませんと。ただ、そういう利用の仕方に参加していきますということで理解をしていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） ちょっと意地悪い質問になるかもしれませんが、1 つは個人が特定できない学校もあるわけですよね。小規模校でなければ、個人が特定できないということですよね。だから、そのことについてのお答えと、それから文部科学省が序列化につながる競争をあおるということで公表してはいけないよと、小中学校ごとに。それでもなおか

つ反旗を翻して公表するというようなところが出たときに、再度文部科学省はそのことについて、それはおかしいと、間違っていますと、やめてくださいというようなことまで言っていたのに、どうして今回は公表して、小中学校ごとに公表も可能ですよというようなことを言ったのか、その根拠を知りたいのです。どういうふうに教育委員会は理解しているのか。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 文部科学省がなぜ来年度から公表を認めるような判断を下したかということに関するご質問かと思えます。

議員ご指摘のとおり、これまでは過度な競争をあおるということで公表を原則禁止としておりましたが、報道等でご承知のとおり、一部自治体のほうであるとか、あるいは保護者であるとか、地域であるとか、そういったところでの要求がまずあったということでもあります。

それを踏まえて、今年度、文部科学省のほうでアンケートを実施しております。これについては、全国の教育委員会、自治体長等を対象にしたものでありますけれども、これも新聞等で報道されていますが、都道府県の教育委員会、知事、保護者等では約 4 割が公表すべきという結果を判断しております。それに対して、市町村長については約 3 割、市町村教育委員会、学校等は 2 割弱ということで、立場によって公表すべきか公表すべきでないかというものは社会的にも議論が非常に今大きく分かれているところであると思えます。1 つは学校教育の説明責任の問題と、それから個人情報保護、教育的な効果、そういったものを勘案して、今回、文部科学省では教育委員会の判断で公表してもよいというような、そういったご判断を下したものだということに理解しています。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 全国悉皆調査なのですよ、今は。それで、そういう大事な全国的に必ずやれというような調査であるにもかかわらず、その活用の仕方について、そういうむらがあつていいものなのかどうなのか、そのことを含めてもう一度答弁。

そのことについている評価が、いや、文部科学省の説明は説明でいいのですけれども、この教育委員会はそういうことについてどういう評価を持っていらっしゃるのか、それを聞きたいと思うのです。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 今回の文部科学省の判断に対する教育委員会の評価というご質問かと思えますけれども、先ほど教育長がお答えしましたとおり、市町村教育委員会としては、この活用は 7 年の間で十分されているというふうに考えております。しっかりと学校のサイクルの中に位置づけられていて、特に点数だけではなくて、学習状況調査という非常にきめの細かい、子供たちの生活、学習意欲に関する調査も同時に行っています。これらを 7 年間追跡調査している中で、さまざま傾向が同時にわかってきて、伸びているところ、課題となるところも見えてきていることも事実であります。

そういったところを、今回の方向転換として一律でどうかということのご指摘あるかと思えますけれども、町村教育委員会としては、これまでと同様に、本来の評価・改善という趣旨にのっとって実施していこうというふうに考えているわけです。ですから、たとえ 2 名、1 名でない、それでも 50 名、60 名しかいない母集団ですので、それに対して平均点が本当に

価値があるのか、信頼性があるのかということも含めまして、本町では公表するという気持ちはないということは先ほど教育長も述べたとおりかと思えます。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） わかりました。ちょっとずれているかなと思うのですけれども、その辺でいいと思えます。

それで、調査の目的なのですけれども、義務教育の機会均等とその水準の維持の向上の観点と、まさしくそういう狙いで、さっき教育長が言ったように、これが行われたわけですよ。だけれども、北海道はそういう目的を、その目的において全国平均を超える方針を打ち出したわけですよ。これ矛盾していませんか。義務教育の機会均等ですよ、文部科学省が言っているのは。そのためにこの調査をやるのだと。そして、その水準の維持向上を狙うのだということでのこの調査を行ったのだけれども、北海道はやっぱり順番を気にしているわけでしょう、序列を。全国の平均点を何年度まで上回る、もう 26 年度ですから、あと 1 年しかないわけなのですけれども、上回るようにしたいと。それから、3 年後には全部の管内が上回るようにしたいと。明らかに序列において目標を掲げているのですよ。機会均等と水準の維持向上からちょっとやっぱり離れてしまっているのではないかというふうに思うのですが、どうなのですか、その辺は。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども申し上げましたけれども、序列化とか、そういったものにつながらないように、なおかつやはり子供たちがどこにいても学力が保障されるようにという、そういう義務教育の目的がありますので、それに沿って物事を進めているということで、ただ、今議員ご指摘のように、道教委についてはかなり順位といいますか、そういったものに重点を置いているようにというふうな捉え方を新聞、マスコミではそういう言い方をしていますけれども、現実的には国の総体の状況がどうなのかということでは、一定程度の学力はやっぱりつけなければならないと。そういった意味では、それなりの数字を参考にしながら進めていきたいということで、そういった意味では平均点以上という、その言葉自体が非常に序列化ということにつながるように感じもしますが、我々はいくまでも子供たちがどこにいてもそれ相応の学力が保障されるべきだということの観点から物事を進めておまして、言葉の表現が適切でない面、我々もかなりそういった面では数字であらわすということについては当然出てきますので、だから 19 年のときの文科省の学力・学習状況調査を始めたときは、そういった過度の競争にならないとか、順位を公表しないとかというふうになっていましたので、我々もだからそういう方向であればやっぱり参加して、子供たちの学力保障のためには努力していかなければならないということでの考え方であったということで、余り道教委が言っている考え方だけを捉えて私どもの学校に対する、子供たちの学力をつけていくための施策、それに合わせる、同じような考え方でいるというふうな捉え方をさせていただかないほうが結構でないかなというふうに思っております。序列化という考え方は基本的には持っておりませんので。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 安心しました。

それで、公表については、文部科学省のそういう方針について、僕は疑義があるというふうに言ったように聞こえたのですけれども、それから道の平均点以上を目指すということについては、それについてもやっぱり疑問があるというふうに思って、そういう道を歩まない。純粹に基礎学力を向上させるという点でかかわっていききたいのだということだというふうに思うのです。

それはそれでいいのですけれども、ただ、各新聞の、各管内のが公表されましたよね。そのことについてのマスコミの言い方は、そういうことにとられるなということはかなり強調した主張が目立ったと思いますね。

それで、同時にいろんな新聞で言っているのですけれども、今回、管内で公表されたのですが、ほとんどの見出しが「学テ道内底上げならず」という見出しなのです。だから、相当努力して、それも活用して学力向上を目指したであろうけれども、底上げはやっぱりできていなかったというような評価なのです。

あわせて、どこかの知事がとんでもないことをやりましたよね。県内の最下位から 100 校までの校長名を公表すると。つまり成績の悪い学校から順番にその学校の校長名を公表すると。学テがそんなことに使われるというのはとんでもない話で、それで教育委員会がそれはやめてくれと言ったら、今度は文部科学省からもそういうのはおかしいと入ったら、今度は 86 校でしたか、上位 86 校の学校名を公表するという支離滅裂な、こういう弊害がやっぱり学力・学習調査をやっていくと、必ず出てくるのですよ。前も出てきましたし、必ず出てくる。

道が目標を定めたように、成績を上げんがためにいろんな不正とか、やってはいけないような、教育現場であってはならないようなことが今回も起きているわけです。

だから、そういう点では、私は本当に学力・学習調査が標茶の場合、役に立っているのかと。このまま続けるのかという疑問を物すごく持っているのです。もっとほかにやるべきことがあるのでないかと。そのことについてはいろいろお答えになりましたけれども、今、私は現状としてやっぱりそういうあってはならない現象があちこちで、それも県段階で起きてきているということについて、最後にそのことについての感想といいますか、評価を求めて、今までの答弁のとおりであれば、私、これで質問を終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 学力・学習状況調査につきましては、基本的にはやっぱり理解度とか、そういったものを把握するとか、あるいは学力向上に役立てるといふ、そういうものが狙いでありまして、順位を競うとか、そういったものではないのです。やっぱり子供たちが意欲を持って勉強したいという、勉強するという、そういう環境をつくっていくこととありますし、今の例えば管内の順位だとか、あるいはどこかの知事が下位の校長名を出すとか、逆に上位の校長名を公表するということは、決して子供たちのためにはならないのですよね。

だから、そういった意味では、私どもとしましては、最初からお話ししていますけれども、そういった目的に使うのではなくて、やはり基本的に子供たちに学力が定着するような、そういう施策のために調査すべきかを、課題があればそれを改善していくという、そのために使用していくという考え方でしかこの学力・学習状況調査については参加するという考え方

はございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 今のご答弁を聞いて、部分的にはありますけれども、安心しました。部分的というのは、失礼があってはまずいので言いますけれども、今行っている悉皆調査が学力の向上に本当に有効なのだろうかという疑問を相変わらず私は持っているものですから、部分的というふうに。まあ、ひとり歩きしてとんでもない方向に教育が進むということがないようにというような教育長のご答弁だったというふうに思いますので、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

次の質問は、消費税増税分を住民の利用料等に安易に転嫁すべきでないという質問です。

4 月実施の消費税 3 % 増税は、住民生活のあらゆる場面で暮らしを圧迫していきます。消費税増税に対し、町議会も「消費税増税に反対する意見書」を、これは 2 年前ぐらいでしたかね、採択し、国に送付してきました。しかしながら、政府は、多くの反対の声を無視し、国民の財布を冷やしたまま 3 % の増税を来年 4 月から実施することを決定しました。

8 兆円もの大増税で景気を悪化させる一方で、景気対策として 6 兆円もばらまくというのは、経済対策、財政対策としても日本経済と財政を深刻な事態に陥らせると考えますが、まず消費税 3 % 増税について町長の所見を伺います。

消費税増税により地方消費税で交付金の増収も見込まれますが、8 % になるとどの程度の歳入が見込まれますか。

また、このような増収もありますが、自治体もまた増税によってかなりの支出増が見込まれると推測されます。概算でどの程度の金額になると推計されますか。

自治体の財政事情を考慮した場合、増税分を転嫁せざるを得ない状況もあり、機械的に私は転嫁について反対するものではありませんが、経済が活性化し、お金が住民に回るようになるまで、町民生活を応援するため、農業用水道、育成牧場利用料、町バス利用料等々、特定のなりわいや住民生活を圧迫するものについては一部転嫁せず、なりわいや住民生活への影響を最低限にとどめるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12 番・深見議員の消費税増税分を住民の利用料等に安易に転嫁すべきではないとのお尋ねにお答えをいたします。

概略ではありますが、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律が、前政権時代の平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日施行とされました。その附則として、消費税率の引き上げに当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で判断すると規定され、本年 10 月 1 日に施行が閣議決定されたところであります。

初めに、消費税 3 % 増税についての所見とお尋ねであります。今般の引き上げ趣旨は、社会保障の充実安定化と財政健全化の同時達成を目指すものであり、今日的情勢を鑑みずと、いたし方ないものと考えております。

2 点目の消費税増税による地方消費税交付金の増収及び他の収入の見込み並びに支出の増加はどの程度推測されるかとお尋ねでございますが、まず地方消費税交付金は地方消費税

の半分が原資になっており、現在 1% の地方消費税が来年 4 月から 1.7% になることから、平成 24 年度の交付実績は 8,046 万 4,000 円の 1.7 倍、1 億 3,678 万 8,000 円、約 5,600 万円程度の増が見込まれますが、地方消費税交付金は普通地方交付税算定の基準財政収入額に含まれることから、現制度での純増はその 25% の 1,400 万円程度と推計をしています。

しかしながら、地方交付税については、増税で膨らむ歳出をどの程度補われるのかについては、最終的には地方財政計画を待たなければ見えない状況でありますことをご理解いただきたいと思えます。

また、歳出への影響では、平成 25 年度一般会計の現在までの状況で算定しますと、約 9,500 万円程度の支出増と推計をされます。

3 点目の特定となりわいや住民生活を圧迫するものについては、増税分を一部転嫁せず、影響を最低限にとどめるべきとのお尋ねにお答えいたしますが、現在、農業用水道使用料などは 100 分の 105 を乗じて得た額を上乗せし、納めていただいておりますが、平成 24 年度の実績で申し上げますと、各種使用料の現年分収入実績は約 4 億 5,880 万円、これを 100 分の 108 で再算定した場合は約 1,300 万円程度の増収と見込んでおりますが、前述のとおり、9,000 万円を超える歳出の増、特定受益に対する適宜適正な負担、現在の財政事情を総合的に勘案した場合、増税分はそのまま上乗せせざるを得ないものと考えております。現在、鋭意歳入項目の精査を行っており、明年の早い時期に条例改正を提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） ちょっと私、文言ではっきり聞き取れなかったのですが、最初、いたし方ないという理由に、社会保障を充実させること、それと財政安定化と言いましたか。この 2 つがセットで、社会保障と財政安定化と言いましたか。健全化と言いましたか。この 2 つで同時進行していくのだということで、いたし方ないというご答弁だったと思うのですが、私は本当に社会保障と財政健全化が同時進行するののかということに大きな疑問を持っています。今でも閣議決定や政府が打ち出している方針については、社会保障は軒並み、後で、あしたあたり出てくるのかなと思うのですけれども、後期高齢者医療制度だって 11% 以上の値上げでしょう。だから、社会保障が確保されるということであればいいのですけれども、そうではないというふうな認識を私は持っているのですが、町長、どうですか、その辺本当に同時進行でいっていると思いませんか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 充実安定化、その充実安定化というのがどの程度の水準を考えているのかということについて言うと、いろいろお考えはあろうかと思えますけれども、少なくとも今の状況をこのまま続けていけば、ますます状況は悪化するという、したがってやはり財政の健全化を目指して国民のご負担をお願いするというのが基本的な考え方だろうと私は思っております。

ある新聞の中に、今の日本の状況というのが、例えば年収四、五百万円なのに年間 900 万円を使って、既に借金が 1 億円ある、100 万円以上が利払いにある状況であると。これを解決していくためには、年収をふやして支出を削り、低金利で借りているうちに少しでも借金を

減らす、これしかないのだというようなご意見が載っておりました。

まさに国はそういう状況であろうと思いますし、だから税負担をお願いするというのは、多分にそういうことではなかろうかなというぐあいに私は理解をしております、増税というものに関して言うと、いたし方がないというぐあいに私自身は考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見議員。

○12 番（深見 迪君） いや、その状況はわかるのですよ。だけれども、その財源を消費税だけに求めているように私には見えるのです。もっと違うところに財源があるのでないかと。

そういう意味では社会保障はほとんどの分野で下がる一方でしょう。さっき町長が充実安定化をどの程度のことをいうのかという話をしていましたけれども、少なくとも今よりよりよいサービスということですよ。だから、そういう意味では、社会保障にお金がかかるから、それを消費税だけに求めるというのは、私はおかしいのではないかというふうに思うのですが、町長の認識はそういう点については全く違うご認識でしょうかね。もっと違うところにも財源があるのでないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

税のあり方としてどういった形がいいのかというのについては、これ私、別に勉強したわけでもないのによくわからないのですけれども、単純な話をすれば、もともと人間や物が動かなかった時代の税のあり方と、今のようにグローバルに物が動く時代の税のあり方というのは、かなり違ってきていると思います。これ世界的に見ても、どうしても物が動くことに対する税金というのが、非常に付加価値税というのが多くなってきているのは、それはそういうことではないのかなというぐあいに考えておまして、そういった観点からすると、日本の消費税 8%というのは、これはやっぱり世界的に見てもかなり低い水準にあって、もう少しそれについてふやすということに関して言うと、私はそれは消費税に関して国民の大体 5 割以上が納得している状況等を見ても、これは今日的な状況としてはいたし方がないというぐあいに考えております。

ただ、ほかに財源はないのかといえば、それは多分もっともいろいろな財源があるろうかと思えますけれども、それぞれの財源について言うと、それぞれ徴収等々について、公平性等々について非常に困難性があるという中で、消費税という選択肢がされたのだろうと、そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見議員。

○12 番（深見 迪君） そのところは質疑応答を繰り返しても今の状態から進展すると思えないので、ちょっと違う質問をしたいと思うのですが、さっき町長、いろいろ数字を示して概算といいますか、推計で述べられましたけれども、要するに 25 年度の地方消費税交付金は 8,000 万円と。それで、いろいろ計算式があって、1,400 万円程度がふえるのではないかとというようなことをおっしゃいましたよね。そうすると、来年の地方消費税の交付金は九千四、五百万円だというふうに思うのです。それと、今回、消費税が増税したことによる町自身の負担ですよ、負担増なのですが、大体似通った数字ではないですか。同じ程度の数字、つまり消費税増税によって町としてはとんとんになるかなという感じがするのですが、それそ

の辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほど町長から数字をお答えさせていただきましたが、地方消費税交付金が 1.7 倍になると、約 5,600 万円程度の増加が見込まれると。ただ、現在の地方交付税制度でいきますと、これの 75%が収入として見られてしまいますので、純増については 1,400 万円程度だろうと推計をしております。

歳出のほうでは、平成 25 年度の第 6 号の補正予算まででいきますと、約 9,500 万円程度の収入増ということで考えております。大体 9,000 万円としましても、1,400 万円を引きますと 7,300 万円の増と見込んでおりますが、先ほど 100 分の 108 で再算定した場合は 1,300 万円程度の増収になるということですから、6,000 万円程度の収支に乖離があるという状況でございます。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） それで、私の計算もそうなのですが、1,300 万円、8%になったら、来年度の消費税についてはおおむね 1,300 万円程度増収になるのではないかと。このお金を使って、少しでも住民の利用料等の、つまり上に上げる義務のない徴収している利用料や使用料があるわけでしょう。ありますよね。病院会計とかなんとかというのは、私、それは仕方ないかと、不満であるけれども仕方ないかと、国のやっていることだからね。けれども、自治体独自で徴収している利用料、手数料については、それは上に上げる必要のないものがあるわけでしょう。そうすると、この 1,300 万円の増収も含めて、機械的に利用料、手数料を 3%上げるというのではなくて、ある程度でき得るところについては、一部の転嫁をしないで、住民生活のサービスの向上につなげるようにしてはどうかと。

さっき町長はそれはできないというような言い方をしたけれども、上に上げる義務のあるものとそうでないものと振り分けて、転嫁しなくても何とかやっつけていけるものについては、1,300 万円程度の増収分を使いながら 5%にとどめるということにはならないですか、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は、現在の国の状況は先ほど申し上げました状況だと思いますし、この金利が安いうちに借金を減らしていくということは、国においても地方自治体についても同じことだと、そのように考えておりますし、消費税につきましては、ご案内のように、15 年 10 月に 10%になることがもう決定されているわけでありまして、消費税に対するいろんな考え方はありますけれども、現行の制度で言うと、これは私はちょっと詳しいことはわかりませんが、都会と地域の格差がますます出てくることになるわけでありまして、消費に対してかかる税金ですから、当然、大消費地に対して税金が多く納められるということでありまして、この 5%上がった時点、今 10%になった時点では、そのうちの 1.2%を地方消費税として自治体に再配分することが決まっておりますけれども、そうやってきますと実際に例えば大都会の税収と私どもの税収が違うわけなので、ここはますます格差が出てくるということになるかと思っております。

そういった状況等々を踏まえた場合に、今、単年度で 1,000 万円程度例えばプラスがあっ

たとしても、それは将来のための借金返済に回すべきではないのかなと私自身は考えておりまして、上げる義務がないということでありまして、それは義務とか、そういうことではなくて、税金というのはやっぱり納めてもらうのが基本でありますので、納めてもらって、その税収をいわゆる今日的、将来的にどのように使っていくのか、それは地方自治体、国、それぞれ税収、税の仕組みが違いますから一概に申し上げられませんが、基本的には考え方としては、私がさっき言いましたように、やはり借金を減らしていくということに使わなければ、私は将来というのが非常に不安になってくるのではないのかな、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 私は、今、増収分、それから減収分について、団体の、地方自治体のことしか言いませんでしたけれども、実際の住民の暮らしのことを考えると、今、町長、地方自治体の借金を減らしていく、そのことはそれはそれで住民のサービスにもつながることにもなるのかなと、長い将来を見れば。そう思いますけれども、しかし住民の今々の生活を考えたら、さまざまな商品、食料品を含めてさまざまところで 3%アップするのですよ。

町長おっしゃるように、本当に 10%、5%アップが決まったと言いましたけれども、僕はそうならないように何とかしたいなというふうに思っていますけれども、住民の暮らしで言えば、この 3%アップは全部のしかかってくるわけですよ。その上に住民サービスを、住民を守る立場にある地方自治体が公共料金を、公的な料金をそれにまた普通の商品並みに上げていくというのは、こういう理念はいかかなものかなというふうに思うのですが、その点どうですか。質が違うのではないかと。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろなお考え方があろうかと思いますがけれども、これほどの借金を日本が背負ってきたもとの原因というのは、国民に約束した社会保障のレベルを維持するために借金をしたというのが原因であります。というぐあいに私は理解をしております。

これは例えばの話ですけれども、財政法の 4 条に「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」、これが基本なわけです。いろんな社会情勢があって特例公債の発行等々が進んで、また年金財源をどうするか等々の中で、年金財源を 04 年に年金法の改正があって国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 にしました。このときに毎年度 2.5 兆円ずつ必要になったわけです。その財源措置をしなかったわけです。このことがずっと膨らんできているという状況なわけです。だから、国民に約束した社会保障、社会福祉のレベルを維持するために、財源を求めてこなかったことが今日的な状況にあるわけです。このままの状況が続けていけば早晚どういう状況、年収の 2 倍の生活というのはできないわけです、これは。誰が考えてみても。そうすると、やはり体力があるうちにこの状況を少しでも解消するということが、我々現役世代の私は責務ではないのかな、そのように考えています。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） つまり結論は、今数字でお互いにやりとりしましたけれども、こういう数字があっても、公共料金については消費税はかけますということが結論ですね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

最初からそのようにお答えをしております。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 私、今、町長が最後に分析されました国のあれこれの施策と、やっぱり地方自治体の任務というのは違うのだと、根本的に。そして、社会保障を持続させていくためにこうなったのだというのは、これは国が言ってきていることですよ。だけれども、それを維持していくための財源や施策は本当に正しかったのかということについては、基本的に私は間違っていたのではないかなというものは持っています。ただ、その点はまた違うテーマになりますので、この次に回したいのですが、ぜひ庁内で検討されて、もしさまざまな分野で、細かい分野で利用料、使用料等、上と関係ない地方自治体独自でやっている中で上げなくてもいいものがあれば、これからの検討材料にさせていただいて、その努力もしていただきたいということを最後に申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で 12 番・深見君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第 59 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 10、議案第 59 号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第 59 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第 59 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事（国債）です。

資料の 1 ページにまいります。

工事概要は、改良 L = 499.87m、舗装 L = 390.03m、幅員 W = 4.0m 全幅員 6.0m でございます。工事場所は標茶町上チャンベツ。契約金額は税込み 6,750 万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成 25 年 11 月 26 日。指名業者の状況は、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社後藤組、新根開発株式会社の 5 社で入札を行った結果 1 回で落札となりました。

契約の相手方、予定施工業者名は、議案書へまいります。川上郡標茶町麻生 9 丁目 46 番地、株式会社住友建設、代表取締役住友英文です。

竣工予定日でございますが、平成 26 年 10 月 30 日でございます。新規・継続の別は継続です。備考として、予定価格 6,966 万円で、事前公表で行ないました。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は、原案可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（平川昌昭君） 日程第11、議案第60号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、本町の火葬場であります「しべちゃ斎場」について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間、指定管理者により管理運営を行うため、公募を行ってまいりましたが、このほど指定管理者の候補者を選定しましたので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公募の結果につきましては、1 団体から申請があり、11 月 20 日開催の指定管理者選定委員会において、しべちゃ斎場の指定管理者の候補者として「標茶美警・すずき指定管理者共同企業体」が選定されました。

以下、内容について、議案第 60 号と別紙資料により説明いたします。

議案第 60 号、公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に係る管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称しべちゃ斎場、所在地標茶町字標茶 936 番地 54

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地、名称標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体、代表者標茶美警総合株式会社代表取締役大越隆義、所在地標茶町常盤6丁目6番地

3 指定期間平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの三年間となっております。

資料をお開きください。

議案第 60 号の資料であります。しべちゃ斎場の指定管理者候補者概要を記載しております。

名称、団体、所在地につきましては、議案のとおりですので省略いたします。

構成団体につきましては、標茶美警総合株式会社代表取締役大越隆義、有限会社すずき代表取締役鈴木勝己。二社による構成でございます。設立につきましては、平成 25 年 10 月 30 日、目的につきましては、しべちゃ斎場の指定管理者を共同連携して行うため設立されております。従業員の状況につきましては、従業員数 15 名となっております。

以上で、議案第 60 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 1 点だけお聞きしたいと思います。

指定管理者にもっていったのは、これはこれでいいのですけれども、うちにある長期継続契約のできる条例あるのですが、指定管理者にもっていかないで、長期継続にもっていかれなかったという理由があるのでしょうか。これが、指定管理者の指定にしなきゃならないという違いを教えてくださいたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

指定管理者制度については、一般的に行われているような入札制度で、管理者を決めて長期契約となるのが普通の入札制度でございますが、指定というのは行政処分でございます。指定の対象ではないということで、今回予算等でも審議しておりますが、債務負担行為を明らかにしながら、議会で議決をいただいて、これから協定をするという流れになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 具体的に理解できるように方法ないのですか。例えば下水道などは、長期契約でやっていますよね。下水道は 3 年なのです。これも、指定管理者の 3 年なのです。

どこが違って指定管理者制度にのせなきゃならなかったのか、下水道、ごみとかここが違うのですよ、ということでこういうふう違うから指定管理者になりましたということを知りたいのです。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 例えば下水道の場合というのはなしが出ましたが、通常指名業者を選定して、そのなかで入札をおこなって長期であれば 5 年がありますが、委託契約をおこなうのが、一般の契約です。今回指定管理者制度については、入札では無いということです。

行政処分で、委託する処分を決定するということです。それで、議会のほうで指定管理者の候補者というのを、町で選定しまして議会の議決です。これが、行政処分にあたる分です。

通常の入札行為ではありません。それで、長期契約は対象にはならない。処分を行うにあたっては、予算の保障が必要なので、債務負担行為をおこなった上で、議決を合わせて提案

するという内容になっています。

○議長（平川昌昭君） 8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 行政処分で、議決がいるし、予算もつけなくてはならないということで、これはこれで理解できるのですが、今聞いているのは、行政処分しなければならぬ理由、入札でどうしてもできなかったのか、なぜ入札にもっていかなければならなかったのか、なぜ行政処分なのかをお聞きしたいのです。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） これは、平成15年の地方自治法の改正のとき、公の施設の管理運営についての考え方が変わりました。内容については、今まで管理委託制度というものがありませんでしたが、それに基づいて契約が行われていたのです。今度は地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させるという仕組みの制度が、今回ご提案している指定管理者制度というものです。公の施設については、指定管理者制度というかたちで、これまでどちがうかたちの管理手法が導入されたということです。基本的には、公の施設につきましては、原則は指定管理者制度を導入しなければならないというのが、平成15年の地方自治法の改正だったということです。それに基づきまして、公募というかたちで導入するのが、うちが今回始めてのケースなものですから、皆さんに馴染みがないのでこういうことと思いますが、基本的な部分は公の施設の管理は、こういうことになったということで、これまでの長期契約ではなく、行政処分によって指定管理者制度を導入していくというのが、一般的な考えになったということです。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 基本的には、住民課長がはなしたとおりでありますけれども、公の施設のなかで、取り分け住民のサービスに供する部分については、民間の利用、管理者にすることによってサービスの向上などを狙っていくところであります。もう一つは、複数団体にした場合には、条例、規則、事務処理要綱に基づきまして、それぞれ選定方法がありますけれども、そのなかで一番目的、条例上の目的に察することができるという部分を選定していくという内容となっておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 9 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は、原案可決されました。

◎議案第 6 1 号

○議長（平川昌昭君） 日程第12、議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ交付されたことに伴い、課税事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、個人の町民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式の変更や公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の損益通算範囲の拡大などがあります。

金融所得課税につきましては、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）の附則第 104 条において、金融所得課税の一体化をさらに推進することとされ、税制抜本改革法においては、金融所得課税については、20%の本則税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされたものであります。

金融所得課税の一体化は、大きく二つの柱から成り立っており、一つは税負担に左右されずに金融商品を選択できるように税率等の金融所得間の課税方式を均衡化すること、もう一つは損益通算範囲を拡大することを念頭に置いた改正となっております。

議案第 61 号、標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開き下さい。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和 25 年標茶町条例第 65 号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加する条文につきましては、改正文も併せてご説明いたします。

議案説明資料の 3 ページをお開き下さい。

改正項目 1 番、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収で、条項は条例第 46 条の 2 第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に町の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続することとされたも

のです。

施行につきましては、平成 28 年 10 月 1 日。適用は、平成 28 年 10 月 1 日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、従前の例によるものです。

改正項目 2 番、年金所得に係る仮特別徴収税額等で、条項は条例第 46 条の 5 第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、仮特別徴収税額について、公的年金等に係る前年度の年税額の 2 分の 1 に相当する額とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 1 番と同じであります。

改正項目 3 番、寄付金税額控除における特例控除額の特例で、条項は条例附則第 7 条の 4、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、所得の種類について、上場株式等に係る譲渡所得等が加えられたものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日。適用は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目 4 番、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、条項は条例附則第 16 条の 3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子等が追加されたものです。

施行及び適用は、改正項目 3 番と同じであります。

改正項目 5 番、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第 17 条の 6、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税について、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けられたことによる規定の整理です。

施行及び適用は、改正項目 3 番と同じであります。

改正項目 6 番、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第 17 条の 6 の 2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税について、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けられたことによる規定の整理で、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の規定を新設したものです。

施行及び適用は、改正項目 3 番と同じであります。

議案の 6 ページをお開きください。

附則第 17 条の 6 の 2 を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 17 条の 6 の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額

(第 32 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 17 条の 6 第 1 項」とあるのは「附則第 17 条の 6 の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

議案説明資料 4 ページへお戻りください。

改正項目 7 番、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例で、条項は条例附則第 17 条の 6 の 3、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 8 番、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例で、条項は条例附則第 17 条の 6 の 4、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 9 番、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例で、条項は条例附則第 17 条の 6 の 5、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 10 番、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、条項は条例附則第 17 条の 6 の 6、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 11 番、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、条項は条例附則第 17 条の 7、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 12 番、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第 17 条の 7、改正内容は、条の繰上げで、第 17 条の 8 を第 17 条の 7 に条を繰り上げるものです。

施行は平成 29 年 1 月 1 日、適用は平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目 13 番、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除で、条項は条例附則第 17 条の 9、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 14 番、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第 17 条の 8、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理と条の繰上げで、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債等の利子等が追加されたことと、第 17 条の 10 を第 17 条の 8 に条を繰り上げるものです。

施行は平成 29 年 1 月 1 日、適用は平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目 15 番、保険料に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第 17 条の 11、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

議案の 8 ページをお開き下さい。

附則でございますが、第 2 項、平成 28 年 1 月 1 日前に発行された旧租税特別措置法第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

その他の附則につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 61 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 2 点お聞きをしたいのですが、この規定の削除とありますが、理由をお聞かせください。それと、株の軽減税率 10% でこれが今度なくなるわけです。

なくなったときに、地方税の関係が 20% になった時どういう割合になるのですか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えします。

削除した理由でございますが、内容は単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除することとされたものということでございます。説明のなかでも申し上げましたが、附則第 17 条の 6 の 4、17 条の 6 の 5、17 条の 6、17 条の 7、17 条の 9、17 条の 11 も同じでございます。

軽減税率の後の 20% になったときの地方税の税率でございますが、10% の軽減税率といたしますのは、上場株式等の配当等・譲渡所得等について、平成 15 年度の税制改正において、配当割及び譲渡所得等の所得割が創設された際に、本来であればこの時点で本則税率は 20% と規定されたわけなのですが、個人の投資家の市場参加を促進するため、創設当初から 10% の軽減税率であったと。この 10% の軽減税率の内容は、所得税 7%、住民税 3%、現行規定されているもので、この 3% の中身につきましては、1.8% が町民税、1.2% が道民税という割合になっております。これが、本年の 12 月 31 日できれまして、明けて 26 年 1 月 1 日から本則税率に戻るということで、20% の本則税率に戻ります。内容については、所得税 15%、住民税は 5%、5% の内訳は、3% が町民税、2% が道民税となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は、原案可決されました。

◎議案第 6 2 号

○議長(平川昌昭君) 日程第13、議案第62号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君)(登壇) 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ交付されたことに伴い、課税事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式の変更や公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の損益通算範囲の拡大、などであります。

なお、本案につきましては、11月28日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案により答申をいただいていることをご報告申し上げます。

議案第 62 号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開き下さい。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成 11 年標茶町条例第 33 号)の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、議案資料によりご説明いたします。

新たに追加される条文につきましては、改正内容も併せてご説明いたします。

議案説明資料の 7 ページをお開き下さい。

改正項目 1 番、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 3 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「上場株式等に係る配当等」の分離課税について、特定公社債等の利子等が追加されたものです。

施行は平成 29 年 1 月 1 日、適用は平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適

用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目 2 番、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 6 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税について、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けられたことによる規定の整理です。

施行及び適用は、改正項目 1 番と同じであります。

改正項目 3 番、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 7 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税について、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けられたことによる規定の整理で、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の規定を新設したものです。

施行及び適用は、改正項目 1 番と同じであります。

議案の 10 ページをお開きください。

附則第 7 項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

議案説明資料 7 ページへお戻りください。

改正項目 4 番、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 8 項、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 5 番、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 9 項、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 6 番、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 10 項、改正内容は、項の繰上げで、第 10 項を第 8 項に項を繰り上げるものです。

施行は平成 29 年 1 月 1 日、適用は平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目 7 番、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は附則第 11 項、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

改正項目 8 番、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条

項は附則第 12 項、改正内容は、項の繰上げで、第 12 項を第 9 項に項を繰り上げるものです。

施行は平成 29 年 1 月 1 日、適用は平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目 9 番、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は、附則第 13 項、改正内容は、項の繰上げで、第 13 項を第 10 項に項を繰り上げるものです。

施行及び適用は、改正項目 8 番と同じであります。

改正項目 10 番、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は、附則第 14 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理と項の繰上げで、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債等の利子等が加えられたことと、第 14 項を第 11 項に項を繰り上げるものです。

施行及び適用は、改正項目 8 番と同じであります。

改正項目 11 番、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、条項は附則第 15 項、改正内容は、規定を削除するものです。

施行につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものです。

議案の 11 ページをお開きください。

附則につきましては、只今の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 62 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 62 号は、原案可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 14、議案第 63 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第 63 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国税の延滞税の見直しに合わせ、地方税についても、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。これに伴い、町税条例等についてはすでに改正済みでございますが、地方自治法第 231 条の 3 の規定により、地方自治体における税外収入金についても条例に定めることにより手数料や延滞金を徴収することができ、法令の解釈上、地方税の延滞金と同額にすることが適当であるとされているため、標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部の改正について、ご提案申し上げるものでございます。

改正内容につきましては、地方税の延滞金の率の引下げが行われたことによる改正であります。

議案説明資料につきましては、10 ページ、11 ページの新旧対照表をご参照下さい。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 63 号、標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和 27 年標茶町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合等の特例)

2 当分の間、第 4 条に規定する延滞金の年 14.6%の割合及び年 7.3%の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とする。

附則でございますが、

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

次ページをお開き下さい。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の附則第 2 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第 63 号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時02分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第 6 4 号

○議長（平川昌昭君） 日程第15、議案第64号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに、内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、中御卒別小学校の将来の児童数の推移と教育環境向上の観点で、統廃合について、小学校PTA、中御卒別地域・上御卒別地域両振興会で、協議されたところであります。

昨年の11月27日、中御卒別地域・上御卒別地域両振興会長並びに中御卒別小学校PTA会長名により、平成26年3月31日をもって統廃合に同意する旨、申し出がありました。

また11月2日には、閉校式並びに惜しむ会を終えたところであります。

中御卒別小学校は、東沼幌小学校分校、上御卒別小学校・中御卒別分校を経て、昭和27年7月に中御卒別小学校として開校以来、61年の長きにわたりその歴史を刻み、これまで（本年度の卒業予定者を含めて）、345名の卒業生を送り出すこととなります。しかしながら近年、児童数の減少が続き、今年度の児童数は6名であります。

来年度以降も減少傾向が想定されることから、児童の教育環境を考慮しまして、中御卒別小学校を沼幌小学校へ統合するため、条例改正のご提案を申し上げるものであります。

なお、本案につきましては、12 月 3 日開催の第 10 回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 64 号、標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例

標茶町立学校条例（昭和 39 年標茶町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の名称の欄中「同 中御卒別小学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字オソツベツ 982 番地 2」を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 64 号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 64 号は、原案可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 16、議案第 65 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君）（登壇） 議案第 65 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、中御卒別小学校が平成 26 年 3 月 31 日をもって閉校となり、同年 4 月 1 日から沼幌小学校へ統合することで、現在の中御卒別小学校通学区域内の児童が、沼幌小学校へ通学する手段として、スクールバスの運行に係る路線名と、運行区間を変更をいたしたく、ご提案するものであります。

なお、本案につきましては、12 月 3 日開催の第 10 回定例教育委員会において、議決をいた

だいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 65 号、標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町スクールバス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町スクールバスの運行等に関する条例（平成 16 年標茶町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の路線名の欄中「上御卒別線」を「上御卒別・中御卒別線」に改め、同表の運行区間の欄中「上御卒別地域と中御卒別小学校の間」を「上御卒別・中御卒別地域と沼幌小学校の間」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 65 号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3 番・菊地君。

○3 番（菊地誠道君） 従来の上御卒別線に中御卒別小学校が閉校になったということで、新たに加わったということですが、このことによってスクールバスの時間、沼幌小から御・久・沼までの間、どのくらいの最大の時間がかかりますか

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 現在の上御卒別線につきましては、始発が 7 時 42 分で中御卒別小学校の到着時間が 8 時 2 分となっております。今現在は試算でありますので、来年度は実際どのようになるのか、変わる可能性がありますけれども、現在の想定では始発が 7 時 32 分、最終的に沼幌小学校到着を 8 時 5 分と想定しておりますので、約 10 分程度始発が早まる想定をしています。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は、原案可決されました。

◎議案第 6 6 号

○議長（平川昌昭君） 日程第17、議案第66号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 66 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、昨年度から本町の各種健康診査における年齢設定を「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に合わせて「満年齢」から「当該年度に達する年齢」に改めるための所要の改正をお願いしているところではありますが、総合住民健診について、旧老人保健法による医療給付の対象者に該当する者についても整合性をとるため当該年度 70 歳に達する者に改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第 66 号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成 12 年標茶町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 2 号備考 2 中、「旧老人保健法による医療給付の対象者に該当する者」を「当該年度 70 歳に達する者」に改めるものであります。

ここの「旧老人保健法による医療給付の対象者に該当する者」については、老人保健法の当時満年齢 70 歳以上のものが対象という、うたわれ方をしていましたので、この部分を当該年度 70 歳に達するものに改め整合性をとりたいというものです。

附則といたしまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するというものです。

以上で、議案第 66 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は、原案可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（平川昌昭君） 日程第18、議案第67号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第 67 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第三セクターの良好な運営を図ることを目的とした本条例につきましては、明年3月31日をもって失効します時限条例となっております。

本条例の対象企業体であります「株式会社標茶町観光開発公社」につきましては、現状経営改善に努めつつ、11期連続の黒字決算であるものの、厳しい経済状況の中においては、継続して事業運営を円滑に進める支援が必要であるものと判断し、本条例の有効期間を3年間延長したいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第 67 号、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開き下さい。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例（平成 14 年標茶町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附則、この条例は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

以上で、議案第 67 号の提案趣旨について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は、原案可決されました。

◎議案第 6 8 号

○議長（平川昌昭君） 日程第19、議案第68号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、我が国において急速に進む高齢社会に対応し、高齢者の知識や経験を社会において活用していくと共に、年金制度の改正に併せ、60 歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支え、高齢者の雇用を促進して行くことは、官民共通の課題とされております。

再任用制度に係る国家公務員、地方公務員については、平成 13 年にすでに法改正により施行されているところであり、民間部門においては平成 24 年に、雇用と年金の確実な接続へ向け「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立するなど所要の措置が講じられております。

国家公務員においては、平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 60 歳から 65 歳へ引き上げられることに伴い、職員の定年退職後の無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、長年培ってきた能力・経験を十分活用していくため、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することを閣議決定しております。

地方公務員においても公的年金制度は同様であり、国から地方の実情に応じた必要な措置を講じるよう要請をされているところであります。

このことを踏まえ、本町においても地方公務員法に基づいた再任用制度の規定整備を行うため、新たに条例制定をご提案するものであります。

なお、条例制定に伴って関連する「職員の定年等に関する条例」、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」及び「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正も併せて行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 68 号、標茶町職員の再任用に関する条例の制定について

標茶町職員の再任用に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページへ参ります。

標茶町職員の再任用に関する条例

第 1 条は、条例の趣旨を定めております。

これは上位法である地方公務員法第 28 条の 4 及び同法第 28 条の 5 に規定する職員の再任用に関し、必要な事項を定めることとしたものです。具体的には定年退職者を 1 年超えない範囲で常時（フルタイム）又は短時間の勤務をする職員に採用できる規定であり、この場合、

町が組織する組合職員も同様とする内容であります。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の再任用(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は、定年退職日以前に退職したもので、再任用職員の対象とする定年退職者に準ずるものとして規定しております。

(定年退職者に準ずるもの)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

(1) 25 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

次に第 3 条については、任期の更新を規定し本人の同意を得て勤務成績が良好である場合に再任用できる旨の規定をさせていただきます。

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第 4 条は、再任用及び再任用を更新する場合、任期の末日として、最大更新できる期限を 65 歳になった年度末以前と定めております。

(任期の末日)

第 4 条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

第 5 条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める委任規定であります。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといふものであります。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、附則第 2 項以降につきましては、条例制定に伴って関連する条例改正についてでございます。

(標茶町職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 標茶町職員の定年等に関する条例(昭和 59 年標茶町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

改正内容の説明にあたりましては、議案説明資料16ページ、17ページに改正条例の新旧対照表を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

第 1 条の改正は、職員の再任用に関する規定記述がありましたので、新たな再任用条例の制定するにあたり、その部分を削除するものです。

第 1 条中「、第 28 条の 3 並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項」を「及び第 28 条の 3」に改める。

第 3 条の改正は、条文の規定整理です。

第 3 条ただし書中「標茶町立病院等」を「標茶町立病院」に改め、「及び歯科医師」を削る。

第 5 条の改正は、再任用に関する規定記述がありましたので、新条例制定に当たりその部分を削除し、第 6 条はそれによる条移動の改正です。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附則第 2 項、附則第 3 項は、新条例制定による条文整理の改正です。

附則第 2 項中「。以下「改正法」という。」を削る。

附則第 3 項を削る。

次に、附則の第 3 項として「標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」の一部改正であります。

(標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

3 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 8 年標茶町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議案説明資料 18 ページのほうに新旧対照表を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

第 2 条第 3 項の改正内容は、地方公務員法による再任用職員で短時間勤務する職員の勤務時間は、規定する時間の範囲内で任命権者が定めるものとしております。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定めるといふものであります。

第 3 条の改正内容は、制度による規定整理でございます。

第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項中「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員」に改めるといふものであります。

附則第 4 項として「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正であります。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年標茶町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正内容の説明にあたり、議案説明資料 21 ページから改正条例の新旧対照表を添付しておりますので、参照して頂きたいと存じます。

第 3 条の 2 の条の追加は、再任用職員、再任用短時間勤務職員の給料月額を定めています。

第 1 項については、「再任用職員は職務に応じて定める級に適用される給料表の再任用職員の欄に設けた給料月額とする」という改正であります。また、第 2 項は再任用短時間勤務職員については、再任用職員の俸給月額を基礎とし、それぞれの級につき勤務時間数に応じて比例計算で得られた額としています。それに伴い、別表第 1 行政職給料表、別表第 2 医療職給料表の一番下に再任用職員についての級ごとに給料月額を掲げる改正を行っております。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(再任用職員の給料月額)

第 3 条の 2 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第 28 条の 5 第 1 項及び第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするというものでございます。

次に、第 11 条の改正内容ですが、第 3 項として 1 項加えておりますが、内容は再任用短時間勤務職員について、週休日の振替等によって勤務時間の割振りした時間を超えて勤務した場合、週の割振りする勤務時間数以内であれば、時間外勤務手当を支給しないとした規定です。併せて条項移動、条文中の字句追加等による規定整理をしております。

第 11 条第 1 項ただし書中「育時短時間勤務職員等」を「育時短時間勤務職員等及び再任用短時間職員」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「第 8 条の 3 第 1 項」を「第 8 条の 2 第 1 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第 5 条の規定により、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず時間外勤務手当は支給しないというものであります。

次に、第 16 条の改正内容ですが、第 3 項の追加においては、再任用職員の期末手当の額について規定しており、6 月支給は一般職の率 100 分の 122.5 を 100 分の 65 に、12 月支給は 100 分の 137.5 を 100 分の 80 に読み替えて得た額とし、また条追加による条項移動等の規定整理をしております。

第 16 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」とするものです。

次に、第 17 条の改正内容ですが、第 2 項においては、再任用職員の勤勉手当について、勤勉手当基礎額に 100 分の 32.5 を乗じて得た額とする規定としております。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者の定める基準に従って定める割合を乗じ

て得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 3 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100 分の 67.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 32.5 を乗じて得た額の総額

次に、第 17 条第 3 項の改正は、勤勉手当の基礎額についての規定整理及び同条第 4 項は、規定する項の条項移動による改正であります。

第 17 条第 3 項中「給料（育児短時間勤務職員等）」を「給料の月額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）」に改め、「及び扶養手当の月額の合計額」を削り、同条第 4 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

次に、第 20 条の 3 として条の追加規定であります。再任用職員において、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当を適用除外とする規定内容であります。

（再任用職員についての適用除外）

第 20 条の 3 第 7 条、第 8 条、第 9 条の 3、第 18 条及び第 19 条の規定は、再任用職員には適用しないというものであります。

次に、別表第 1 行政職給料表、別表第 2 ロ医療職給料表（2）及びハ医療職給料表（3）を改正しております。

改正内容ですが、それぞれ給料表の左の欄に「再任用職員以外の職員」と「再任用職員」の「職員の区分」の欄を設けております。その給料表の下段に級別の再任用職員給料月額の金額を追加規定しているものでございます。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1、行政職給料表、左欄に職員の区分の欄を追加しております。

また、31 ページ表下段に再任用職員の給料月額を左から級別に追加しております。

1 級 185,800 円、2 級 213,400 円、3 級 257,600 円、4 級 277,800 円、5 級 293,200 円、6 級 319,100 円。

次に別表第 2 中ロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（2）看護師以外の医療職給料表です。

第 1 表同様に再任用給料月額を追加しております。

1 級 186,800 円、2 級 213,500 円、3 級 245,700 円、4 級 259,300 円、5 級 285,500 円です。

ハ 医療職給料表（3）看護師の給料表です。

36 ページ 再任用職員の給料月額左から 1 級 233,200 円、2 級 257,800 円、3 級 265,100 円、4 級 275,500 円、5 級 292,600 円 です。

以上で、議案第 68 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 再任用職員の職員費、交付税諸費等があればどのようなかたちでされるのか、再任用職員の給料の交付税措置はどのようになるのかと、再任用職員の職員としてどのような法的にカウントされるのか、正職員なのか再任用職員という新たな部分でカウントされるのかお聞きしておきたいと思います。施行される部分では何名ほど再任用職員を今後予定されているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えしたいと思います。

1点目の交付税の算定基準には入っておりません。2点目の職員のカウントですが、常時勤務の場合は、定数内ということでのカウントです。ただ、規則の方に資料をつけてございますが、町としましては短時間勤務として再任用の制度をスタートしたいという考えでございます。それから、短時間の勤務ですと定数外ですので定数内には含まれないということでの考えでございます。非常勤という捉え方、なまえは違うのですけれども、短時間フルタイムでないという考えでおりますので、それぞれ先ほど提案した31時間以内の間の勤務時間で任命権者が、その職務にあった再任用の仕方ということでご理解いただきたいと思います。

今後の再任用の計画でございますが、対象者が定年退職者でございます。定年退職者が毎年60歳になると定年退職になりますが、それぞれの対象者が町としてこれまでの培ってきた能力なり、技術なり、免許の部分がありますが、そういった活用をどういう職務についていただくかということで、それぞれ公募するなかで、希望者の再任用制度に使うということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 年金が段階的にひき下がっていくということでの、再任用制度だと理解するのですが、今、田中議員が質問された、定数内のカウントをするというフルタイムであれば定数条例のなかで、カウントするというところで、今後、定数のなかにカウントするような状況も発生するのかどうか、この短時間のスタートとすれば、4分の3という勤務時間の解釈でいいのか、とすれば今の非常勤の職員さんとの関わりをどうするのかという問題もきっと出てくるのではないかと思いますので、そのところも伺っておきたいと思います。

資料の68の再任用規則によって、任用期間等々の第4条で、職務内容ということが書かれておりまして、再任用職員の持つ指導力、調整及び資格を活用できる業務とし、というようにうたっておりますが、例えば資格を活用できるとなれば、医療職等というふうに理解いたしますし、オペレーターとか、普通一般事務系の職員が定年退職した場合、決定するところをどのように決めるのか、あるいは第8条の再任用希望職員の選考の決定は、とありますが、これは誰が決めるのか、希望者があれば必ず全員を希望とするのか、それらも伺っておきたいと思います。

それから、再任用の方々の業務内容は今まで職員としてお仕事をされてきた業務内容をそのまま移行させるのか、それとも新たな業務内容にさせるのか、更にフルタイムである定数内とカウントするということですが、地公法に対象としない準職員制度というものも活用できるのではないかとこのように考えますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 何点かございましたが、もし答弁もれがございましたらご指摘いただきたいと思います。

最初に定数内の考えですが、先ほど申し上げたとおり短時間勤務ですので定数外です。

その関係で、非常勤との関わりをどうするのかというご指摘だと思いますが、実際には非常勤と同列といいますか、非常勤の仕事を再任用の方がするという考え方はございません。

後の質問と関連いたしますが、どういった業務をするかということ、いろいろご心配なり、そういった部分のご指摘かと思いますが、私ども考えておりますのは、これまでの職員が何十年も勤務された実績等をどう活用するのかということが大きなテーマでございました。

住民サービスをどうやって高めるかということも大きな課題でございました。それをテーマにしながら、今までの積み残し部分、課題としていたものがいろいろあったと私どもは認識しております。

そういった中で、長年なかなか解決できなかったものを含めて、専門的集中的に行っていた委託業務があったのだらうと思います。具体的には、毎年の業務の内容と来年度の各課のヒアリング等含めて中身を精査していきたいと考えております。その内容によって公募するという業務内容を考えております。全部がそうなるかという、後輩の指導も入ってくるかもしれませんが、退職までの業務の延長線として同じ業務をするという考え方は持っていません。

再任用の決定はどこでするかという話しは、規定にありましたようにそれぞれの能力適正にあった業務の選定ということで考えていただきたいと思います。前段にそれぞれ本人が希望する職種になるということには、ならないかもしれませんが。希望者が公募した内容に重なる場合がありますので、その際には選考するというかたちでご理解いただきたいと思います。あくまでも、本人が希望するまえに、行政側として業務の内容を公表して、対象者を公募するというかたちをとりますので、勤務条件、業務内容、給与関係を対象者に公表しながら公募をしていくというかたちをとりますのでご理解いただきます。

第 8 条の関係は、今申し上げた点で重複しますので答弁を省略いたします。業務の内容は、そのまま移行するのかというのも先ほど答弁した内容と重複いたしますのでご理解いただきたいと思います。それから、準職員の考え方ですが、定数外ですので、この部分は退職者としての再任用ですので、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 年金の支給が65歳になったということで、再任用というのは当然の権利だと思います。そのこと前提に伺いますが、先ほど鈴木さんがお話したことと少し似ているのですが、このことによって世代交代というか、若い職員がなかなか就職できないというようなことが起きえないか、他の職場では起きえているところもあるのです。そのことをどのように考えているのか、それから、これは私が思っていることではないのですが、少なからず町民の間で役場の職員の再任用に対して、厳しい目をもっていると、不満の目を持っていることについて認識されているのかどうなのか、この二点です

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 一点目の世代交代の関係でございますけれど、先ほど条例では法律上はフルタイムと短時間勤務という二通りになっております。いろいろな状況がございますので、無年金状態をどうするかというのは、大きな問題であります。それと、それぞれの退職者の生活の部分と年金の接続は大きな課題でございます。そういった意味で、雇用という部分では接続が大切なことだというように考えております。それと、再任用と世代交代の新たな新採用職員の影響について、実際には定数外ですので今考えているのは、短時間勤務職員としての雇用でございますので、新採用職員の影響はないというふうに私どもは、配慮しているところでございます。町民と役場職員とのギャップと云いますか、とらえ方が非常に厳しいというところもあるかもしれませんが、実際に今回の再任用の部分では、先ほど給料表で申し上げた 1 級から 6 級までの間の 2 級をとということで再任用のかたちをつくってございます。当分のあいだ 2 級職の給料月額を基礎額として計算するというものであります。

ですから、単純に 4 分の 3 の勤務でありますとその月額の 4 分の 3 の金額になりますので、月額にしますと 16 万円ぐらいで、年収にしますと 220 万円ぐらいで、この辺の金額がどの位置かということでは、町内の状況等含めて 200 万円前後というのが考え方だというように思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 民間で 60 歳で退職すると年金がもらえるまで、ハローワークへ行って仕事を探して、それまで何とかつないでいるというのが状況です。そのようなこと考えると、さっき深見議員からあったようにちょっと役場職員退職者だけが優遇されているように感じてしまうのですが、その辺についてどうお考えですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 議員の皆さんご存知とは思いますが、民間の労働者の方は先行して法律が変わって 65 歳定年か、60 歳以降の希望者を全員採用するかとどちらかの選択をしなくてはならないといよようになっております。地方公務員も地方公務員法の対象になりますけれども、労働基準法も対象になるということで、遅くにはなりましたけれども来年の 4 月 1 日に施行に向けてやっと動き出したとかたちでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 説明資料の 28 ページの標茶町職員の再任用に関する規則（案）に関してご質問いたします。

文言のなかに標茶町とありますが、この規則を作るにあたり元となるようなものがあつたのかどうか、お尋ねいたします。例えば道の規定であつたとか、国で似たようなものがあつたのか教えていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

各地方公共団体、再任用制度をそれぞれ条例化してございます。

それに伴って規則要綱等で細かな運用状態を規定しております。平成 13 年の時に大きく改正した自治体もございまして、今回条例化した自治体もあります。私どもも今回細かな部分

で条例化をしたところでございます。規則の内容については、それぞれ各自治体多少は違いかもしれませんが、運用ですので自治体によっては多少違うことがございますけれども、基本的な考え方はだいたい似ていると考えてございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第68号は、なお、審査の要ありと認められますので、直ちに総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第68号は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 4時05分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

平 川 昌 昭

署名議員 1 番

松 下 哲 也

署名議員 2 番

長 尾 式 宮

署名議員 3 番

菊 地 誠 道

平成25年標茶町議会第 4 回定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 第 1 陳情第 5 号 日本国憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書提出を求める陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 2 陳情第 6 号 集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 3 議案第 6 9 号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第 7 0 号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第 7 1 号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第 7 2 号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 4 議員提案第 3 号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について
- 第 5 意見書案第14号 消費税増税中止を求める意見書
- 第 6 閉会中継続審査の申し出について (総務経済委員会)
- 第 7 閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)
- 追 加 議案第 6 9 号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第 7 0 号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第 7 1 号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第 7 2 号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算
(議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号審査特別委員会報告)
閉会中継続調査の申し出について (標茶町議会議員定数等調査特別委員会)

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1 番 松 下 哲 也 君 | 2 番 長 尾 式 宮 君 |
| 3 番 菊 地 誠 道 君 | 4 番 本 多 耕 平 君 |
| 5 番 林 博 君 | 6 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 7 番 後 藤 勲 君 | 8 番 館 田 賢 治 君 |
| 9 番 鈴 木 裕 美 君 (午後4時47分遅参) | 10 番 田 中 敏 文 君 |
| 11 番 熊 谷 善 行 君 | 12 番 深 見 迪 君 |
| 13 番 川 村 多美男 君 | 14 番 平 川 昌 昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や す ら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎陳情第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第1、陳情第5号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 陳情審査報告について報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

昨日、12月10日委員会室において委員7名全員出席のもと行われました。

陳情第5号、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書提出を求める陳情。

審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） なかなか大きな問題で、今後の日本の国を左右するほどの問題だと私は思っているのですが、元々憲法自体が国家権力を制限する、縛るということが優先的な内容であるはずなのです。その点についてはどういう審議をされたのか、それから二つ目に3分の2条項を緩和するという事は、ときどきの政治権力によって簡単に憲法が変えられるということにつながるのではないかと、そういうことのないようにわざわざ3分の2、世界の趨勢をみても3分の2が主力であるというふうに思うのです。この2点について、質問したいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 今の質問に、答えになるかどうか委員会での皆さんのご意見等踏まえて報告したいと思いますが、この憲法の問題は日本の法律の根幹を成すものでありまして、大変このことを議論するだけでも相当な時間を要するということが、第一点であります。次には、地方議会に国権に関わる改正を反対する賛成するというようなことは、なかなか私たち議員にとっては、大変な仕事であり、地方議会としてはこれに結論を出すことが、本当に難しいことであると、この2点で議員の皆さんの意見が出尽くしたということでもあります。その結果、これを採択すべきか不採択すべきかの議論に入りまして、皆さんはどの委員さんも、いずれ何回やっても同じような方針結論になるだろうから、ここで採決をするということで、採決をおこなった結果、全員一致の下、不採択となった次第であ

ります。以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 委員長、1点目の意味が僕ちょっとわからなかったのですが、もう一回説明して下さい。2点目ですが、地方議会が負う中身でないかのようなお話しでしたが、そうではなくて国民であれば地方のわれわれにも影響があるわけであって、町民の生活この国の行く末の問題について、全ての国民に影響があることなので、地方からこういう意見を出すということは採択にしろ不採択にしろ、こういう意思表示をするということは大事なことでないかと思うのです。この2点、ご説明をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） お断りしたように私どもの委員会で、審議されたことを報告したわけで、今質問のことに答えになるかどうかということ前置きして申し上げたわけですが、日本の法律全体を統括する最も大事な日本国憲法を審議するとか、審議するには大変な時間がかかるし、皆さんどの方もこのことは重大なことだと受けとめていまして、その議論を慎重にしたところでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 1点だけ聴きますが、憲法はそもそも国民主権の立場にたって、権力を国民が看守する、縛るそのためにあるんだという認識については、委員会のなかでお話されましたか。憲法のそもそもの仕事というのか、任務というかがでしょう。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 憲法そのものについての議論は、深見議員が質問したようなことに触れておりませんが、憲法は日本の法律の大もとをなす大変大事な重要な点に皆さんの意見が一致していたところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第5号に対する委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について、採択いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号を原案のとおり採択すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第 5 号は、不採択と決定いたしました。

◎陳情第 6 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 2、陳情第 6 号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 陳情審査報告について報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

昨日、12 月 10 日委員会室において委員 7 名全員出席のもと行われました。

陳情第 6 号、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する陳情。

審査の結果、不採択とすべきものと決しました

以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） いくつか質問しますが、一つは集団的自衛権この問題に限っては、今まで戦後 69 年日本の国が自衛隊含めて他国に侵略して、他国のひとを殺したりあるいは殺されたり日本国民が、といったことがない輝かしい 69 年の歴史があったと思うのです。

今回、集団的自衛権に足を踏み入れたということは、ときの政府歴代の自民党政府でさえも内閣法制局長でさえも、これだけはだめだよとずっと言い続けてきたことですよ。それが、一致した意見であったわけはずなのですが、この歴代の内閣法制局長官が集団的自衛権これだけはだめだよと言ってきたことの重みといいますか、それから 69 年間日本の国が諸外国に比べてめずらしく戦争に参加していなかったというこの重みというか、そういうお話は委員会の中でなされたのかどうなのかということが一つ、もう一つは集団的自衛権を行使するということは、アメリカが今でもあちこちで軍隊繰り出して紛争、戦争やっていますけれども、他国の国民を殺したり、行ったアメリカの軍人も死んでいますけれども、そういうアメリカと行動をいっしょにして、いよいよ日本の国が自衛隊、国防軍になってしまうのか、いよいよ日本の国の人たちが他国に行って、アメリカといっしょに戦争に参加することになってしまうわけなのです。そういうことも、どういうふうに審議されたのでしょうか。それでいいと審議されたのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 先ほど陳情第 5 号でも委員会での意見の内容の集約を申し述べましたが、6 号に上がってきた陳情の内容についても国権に関することで、非常に重要なことであるという認識に皆さんがご議論されて、その議論は一致して出されたところであります。その後において、このことをどう取り計らうかについて何回も陳情者といろいろ協議するとか、継続審議するといっても同じ結果になるのではないかということで、

結論を出すべきということで、全員一致のもと不採択の結論に達したということでございます。質問の内容については、ご意見は出ておりませんでした。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ということは、この陳情の内容については審議しなかったということなのですか、一つは。これが一つなのです。それで、不採択という結論に達したのか。もう一つ国権に関するものであっても、これが行使されると我々の生活、いのちに直接関わる問題なわけでしょう。国権に関するものだから、地方議会がこれを採択する不採択するというのをなじまないというのは私は違うと思うのです。その二つについて、一つは陳情の内容について、委員会として議論しなかったのかということと、国権に関する内容について私はそれであっても国民の生活や将来に大きな影響及ぼすものであるから、これは陳情に値するというふうに認識しているのですが、この二点いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 繰り返してのお答えになりますが、集団的自衛権の憲法変更ということについても皆さんの本心はいずれも否決ということで不採択ということですので、はっきりした委員の行動だというふうに私は結論を出しましたので、報告のとおりであります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 21 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第 6 号に対する委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について、採択いたします。

お諮りいたします。

陳情第 6 号を原案のとおり採択すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第 6 号は、不採択と決定いたしました。

◎議題第 6 9 号ないし議題第 7 2 号

○議長（平川昌昭君）日程第 3、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 72 号を一括議題といたします。

議題 4 案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第 69 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 25 年度一般会計補正予算第 7 号でございまして、各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額、増額の補正を行なうとともに、広域バス路線の維持、牧場体制の強化、盤石な除雪対策などに資するため、歳入歳出それぞれ 2 億 459 万 7,000 円を追加し、総額を 106 億 3,134 万 1,000 円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、多和育成牧場の中古トラクター購入で 250 万円、除雪対策委託料で 9,000 万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、病院事業会計へ 9,976 万 5,000 円を追加し、介護保険特別会計は 999 万 6,000 円の減額、下水道事業特別会計は 286 万 2,000 円の減額となっております。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、債務負担行為で 1 件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成 25 年度標茶町一般会計補正予算（第 7 号）

平成 25 年度標茶町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2 億 459 万 7,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 3,134 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

5 ページにお戻りください。

第 2 表 債務負担行為補正であります。

新たに 1 件追加するもので、事項は標茶町火葬場指定管理料で、期間は平成 26 年度から平成 28 年度、限度額は 1,536 万 9,000 円であります。

21ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額に、標茶町火葬場指定管理料1,536万9,000円を追加し、合計で36億890万1,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は1,536万9,000円を追加し、2億2,118万1,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度支出額は変わりません。財源内訳は合計で申し上げますが、国道支出金5,464万9,000円、その他6,126万3,000円、一般財源で1億526万9,000円であります。

以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。本案は平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算第4号で、第4回臨時会において、磯分内処理場の応急対応に係る経費として補正させていただきました経費について、歳入は全額一般会計繰入金としておりましたが、仮設施設の工事費については、その後の国土交通省との協議において交付金事業として認められたことによる歳入内訳の変更及び今後の協議に係る旅費等の補正を行いたいというものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成25年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,300万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定歳出では、職員の異動による人件費の増額による対応を行うため歳入歳出の補正を行っております。

サービス事業勘定歳出は、職員の異動による人件費の減額と、職員の病気休暇による臨時職員の賃金の増額を行ったものであります。

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,257万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億106万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

10ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻り願います。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第71号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 議案第72号平成25年度標茶町病院事業会計補正予算についての趣旨並びに内容について説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、収益的収入支出それぞれ1,203万5,000円を減額し、総額を12億417万3,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、給与費で1,317万3,000円の減額、材料費で250万円の減額、経費で248万6,000円の減額、過年度療養環境加算返還金で662万4,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益の入院収益で、入院患者数の低迷と現年度分入院基本料及び療養環境加算返還による1億1,180万円の減額、医業外収益では入院収益の減による他会計補助金・負担金計で9,976万5,000円の追加補正を行い、収支を整えるものであります。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成25年度 標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

第1条総則でありまして、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

第 2 条は業務の予定量でありまして、平成 25 年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

第 2 号、年間患者数、入院は 2,391 人減の 13,609 人に、第 3 号、1 日平均患者数、入院は 7 人減の 37 人に、第 4 号、主要な建設改良事業、器械及び備品購入費は 97 万 2,000 円を減額し、455 万円とするものであります。

第 3 条は収益的収入及び支出でありまして、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、病院事業収益は 1,203 万 5,000 円を減額し、12 億 417 万 3,000 円に、第 1 項、医業収益は 1 億 1,180 万円を減額し、5 億 9,379 万 1,000 円に、第 2 項、医業外収益は 9,976 万 5,000 円を追加し、6 億 1,038 万 2,000 円とするものであります。

支出の第 1 款、病院事業費用は 1,203 万 5,000 円を減額し、12 億 417 万 3,000 円に、第 1 項、医業費用は 1,865 万 9,000 円を減額し、11 億 4,851 万 9,000 円に、第 4 項、特別損失は 662 万 4,000 円を追加し、662 万 4,000 円とするものであります。

2 ページにまいります。

第 4 条は資本的収入及び支出でありまして、予算第 4 条本文括弧書中「9,473 万 2,000 円」を「9,376 万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第 1 款、資本的支出は 97 万 2,000 円を減額し、9,410 万 5,000 円に、第 1 項、建設改良費は、97 万 2,000 円を減額し、455 万円とするものであります。

第 5 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第 5 条に定めた経費の金額を、次のように改める。第 1 号職員給与費は 1,317 万 3,000 円を減額し、7 億 8,032 万 8,000 円に、第 2 号交際費は 30 万円を減額し、120 万円とするものであります。

第 6 条は他会計からの繰入金でありまして、予算第 6 条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

第 1 号、医療対策費補助は 1 億 213 万 5,000 円を追加し、5 億 5,457 万 6,000 円に、第 3 号、施設設備費負担は 237 万円を減額し、1,533 万円に、合計は 9,976 万 5,000 円を追加し、5 億 9,946 万 3,000 円とするものであります。

第 7 条は、たな卸資産購入限度額で、予算第 7 条中「1 億 2,300 万円」を「1 億 2,050 万円」に改める。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

12 ページをお開き下さい。

平成 25 年度標茶町病院事業会計補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出であります。1 款・1 項・1 目・給与費の 1 節・給料は医療技術員給 246 万 8,000 円の減、看護師給 81 万 8,000 円の追加で、計 165 万円の減、2 節・手当は管理職手当 132 万 1,000 円の減、期末勤勉手当 118 万 6,000 円の減で、計 250 万 7,000 円の減、3 節・賃金は、臨時職員賃金 150 万円の減、4 節・報酬は、運営委員報酬 5 万 7,000 円の減、医師報酬 494 万 3,000 円の減、嘱託公務補報酬は退職による 170 万円の減で、計 670 万円の減、5 節・法定福利費は職員共済組合負担金 81 万 6,000 円の減額であります。

2 目・材料費の 1 節・薬品費は内外用薬品費 50 万円の減、注射薬品費 50 万円の減で、計 100 万円の減、2 節・診療材料費は 50 万円の減、3 節・給食材料費は患者給食材料費で 100

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

万円の減であります。

3 目・経費の 6 節・燃料費は燃料単価の高騰で、暖房用燃料費 90 万円の追加、厨房用燃料費 30 万円の追加で、計 120 万円の追加であります。

9 節・修繕費は建物修繕料で 237 万円の減、13 節・委託料は、警備業務委託料 38 万 9,000 円の減、ボイラー運転業務委託料 62 万 7,000 円の減で、計 101 万 6,000 円の減、16 節・交際費は 30 万円の減であります。

次ページですが、6 目・研究研修費の 1 節・謝金は、講師謝礼 50 万円の減であります。

次の特別損失から収入の入院収益まではこの度の返還金の補正でありますので、少し詳しく説明申し上げます。

4 款・1 目・過年度損益修正損の 1 節・返還金は、過年度の平成 23 年度及び平成 24 年度の入院患者及び保険者分の返還金であります。療養環境加算返還金 662 万 4,000 円の追加であります。

11 ページをお開き願います。

収入であります。

1 款・1 項・1 目・1 節・入院収益は、年間患者見込を 2,391 人の減、患者 1 人当たり収入を 3,524 円減額し、1 億 1,180 万円を減額するもので、この内訳は、入院患者数の減による減収分として 6,384 万円、入院基本料のランクダウンによる収入単価減による減収分として 2,968 万 5,000 円、この減収分は入院収益に係る入院基本料は今年度当初予算で、入院基本料 10 対 1 で計上しておりましたが、平均在院日数の基準を確保することができず、今年 4 月から 6 月までの入院基本料は 13 対 1 で算定、又、北海道厚生局調査結果により今年 7 月から 10 月まで特別入院基本料で算定をしたことによる減収分であります。そして、現年度分の入院患者及び保険者分返還金であります、入院基本料・療養環境加算返還金の減収分として 1,827 万 5,000 円の計 1 億 1,180 万円の減額であります。

よって、先の全員協議会でご説明致しました平成 23 年 4 月から平成 25 年 8 月までの入院患者及び保険者分返還金総額約 2,489 万 9,000 円は、入院収益の 1 億 1,180 万円に含まれている現年度分入院基本料・療養環境加算返還金の 1,827 万 5,000 円と 13 ページの平成 23 年度及び平成 24 年度療養環境加算返還金の 662 万 4,000 円の合計額となっております。

2 項・2 目・1 節の他会計補助金は一般会計補助金で 9,290 万 8,000 円の追加、3 目・1 節・他会計負担金は一般会計負担金で 685 万 7,000 円の追加であります。

14 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出であります、1 款・1 項・1 目・1 節・器械及び備品購入費は 97 万 2,000 円の減額で、執行残によるものであります。

次に 6 ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括であります、補正前に対する補正後の比較で申し上げますと、職員数の一般職は 1 人の減、給与費は、報酬が 670 万円の減、給料が 165 万円の減、賃金が 150 万円の減、手当が 250 万 7,000 円の減で、計 1,235 万 7,000 円の減であります。法定福利費は 81 万 6,000 円の減で、合計は 1,317 万 3,000 円の減であります。

手当の内訳は記載のとおりでございます。

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

以下 7 ページから 8 ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に 5 ページをお開き願います。

平成 25 年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。補正部分のみで説明致します。

まず受入資金でございますが、1 の事業収益で 1 億 1,180 万円を減額し、計で 5 億 4,988 万 8,000 円、3 の一般会計補助金で 9,290 万 8,000 円を追加し、計で 2 億 903 万 8,000 円、4 の一般会計負担金で 685 万 7,000 円を追加し、計で 3 億 9,042 万 5,000 円、受入資金合計では、1,203 万 5,000 円を減額し、計で 15 億円であります。

次に支払資金でございますが、1 の事業費用で 1,203 万 5,000 円を減額し、計で 10 億 9,847 万円、3 の建設改良費で 97 万 2,000 円を減額し、計で 455 万円、支払資金の合計では 1,300 万 7,000 円を減額し、計で 13 億 8,303 万 1,000 円であります。受入資金と支払資金の差し引きでは 97 万 2,000 円の追加となり、計では 1 億 1,696 万 9,000 円であります。

次に 9 ページをお開き願います。

平成 25 年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部 1 の固定資産（1）の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で 18 億 5,765 万 3,000 円、

（2）無形固定資産はイ電話加入権 38 万 8,000 円で合計も同額であります。（3）投資のイ長期貸付金は 4 億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は 22 億 5,804 万 1,000 円となります。

2 の流動資産は（1）の現金・預金から（3）の貯蔵品までで 1 億 7,496 万 9,000 円で、資産合計は 24 億 3,301 万円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3 の流動負債（1）の未払金から（2）の預り金までの合計は 3,992 万 5,000 円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4 の資本金（1）自己資本金 9 億 71 万 3,000 円、（2）借入資本金は企業債で 12 億 2,334 万円、資本金合計で 21 億 2,405 万 3,000 円、5 の剰余金（1）資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は 2 億 6,903 万 2,000 円、（2）利益剰余金の減債積立金は 0 円であります。剰余金合計 2 億 6,903 万 2,000 円、資本合計で 23 億 9,308 万 5,000 円、負債資本合計で 24 億 3,301 万円であります。

次に 3 ページをお開き願います。

平成 25 年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複致しますので説明を省略させていただきます。

なお、本案については、11 月 28 日開催の第 2 回町立病院運営委員会で原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第 72 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題 4 案は、直ちに、議長を除く 13 名で構成する議案第 69 号・議案第 70 号・議案第 71 号・議案第 72 号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題 4 案は、議長を除く 13 名で構成する議案第 69 号・議案第 70 号・議案第 71 号・議案第 72 号審査特別委員会に付託し審査することに、決定いたしました。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午後 4 時 47 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎時間延長の議決

○議長（平川昌昭君） 会議規則に定められた時間がせまりましたが、なお、残余の日程がありますので、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4 時 48 分

再開 午後 5 時 03 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

◎議員提案第 3 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 4、議員提案第 3 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

3 番・菊地君。

○3 番（菊地誠道君）（登壇） 議員提案第 3 号、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明いたします。

議会は、行財政改革の取り組みや地方分権が進展する状況下において、新しい時代にふさわしい議会の改革と活性化を目指さなければなりません。

地方分権の推進とともに、自治体の自主的な決定と自己責任の範囲が拡大する中、町民に選ばれた議員により構成される町議会が町民の代表機関として、議会はそのもてる機能を十分に発揮し、町民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められています。

又、議員は、多様化する社会において多くの町民意思の反映と役割を果たすことが必要であり、現状の議員定数および議員報酬が標茶町において適切であるかどうか、議会改革の一環として標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案するものです。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第 3 号、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第 5 条の規定により、議会議員定数等に関する事項調査

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

のため「標茶町議会議員定数等調査特別委員会」を設置する

1. 設置の期間 本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法 議長を除く 13 名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第 3 号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 5 時 9 分

再開 午後 5 時 20 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第 14 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 5、意見書案第 14 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第 14 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第 14 号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第 14 号については、会議規則運用細則第 40 の規定により、質疑

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案第14号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第14号は、原案否決されました。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第6、閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務経済委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第7、閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） ただいま、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第 6 9 号ないし議案第 7 2 号

○議長（平川昌昭君） 議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程の追加

平成 25 年標茶町議会第 4 回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ただいま、標茶町議会議員定数等調査特別委員会委員長から、閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成25年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 5時28分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 1 番 松 下 哲 也

署名議員 2 番 長 尾 式 宮

署名議員 3 番 菊 地 誠 道